



# トラック広報



## トピックス

- ◎ 自動車点検整備推進運動
- ◎ 安全衛生推進者のための労働災害防止対策セミナー
- ◎ 運行管理者等講習
- ◎ 引越基本講習・引越管理者講習

**(公社)長崎県トラック協会**

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

TEL 095-838-2281

FAX 095-839-8508

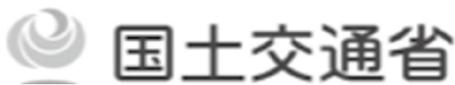
URL <http://www.nata.or.jp>



1. 行政だより	
○ 国土交通省「トラック物流2024年問題」に関するオンライン説明会	1
○ 自動車点検整備推進運動の実施について	2
○ 来年4月より、車検を受けられる期間が延びます	6
○ 長崎県警察からのお願い ～◇マークの周知～	7
2. セミナー開催のお知らせ	
○ 安全衛生推進者のための労働災害防止対策セミナー	8
○ 物流「2024年問題」セミナー	9
3. 全ト協だより	
○ 軽油価格の調査結果（5月分）	11
4. 事故対だより	
○ 適性診断活用講座のご案内	12
5. 高速道路の深夜割引の見直しの内容について～NEXCO 3社からのお知らせ～	14
6. 国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について	24
7. 協会だより	
○ 引越基本講習の開催について	30
○ 引越管理者講習の開催について	32
○ 第38回（2024）長崎県トラックドライバーコンテスト	35
○ 運転記録証明書を活用した優秀安全運転事業所表彰について	36
○ 令和6年度助成事業について	38
○ 適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について	40
8. ドライバー体験記 ～私の事故防止対策～	45
9. 陸災防だより	
○ 長崎労働基準監督署よりお願い	46
○ 技能講習のお知らせ	49
○ 陸運と安全衛生	50
10. 交通共済コーナー	
○ 交通共済加入のおすすめ	56
11. 諫早T・Sのご案内	58

表紙写真：江迎千灯笼まつり 長崎県佐世保市江迎町長坂320（お祭り広場）

毎年8月23日と24日に行われるこの祭りは、約500年続く伝統行事。見どころは、約3,500個の灯笼で飾られた高さ約25mのタワーで、今や日本一の高い灯笼タワーとしても有名に。もうひとつの見どころは「水掛け地藏まつり」。子どもたちが神輿にのせた木彫りのお地藏様に水を掛け、そのあと神輿を担いで町を練り歩く。そんな子供たちに、こんどは町の人々がひしゃくやタライで水を掛け無病息災を祈願します。夕刻になると街中に約1万個近くの灯笼が灯され、一瞬にして光の世界に変わるのは、なんとも幻想的。



国土交通省トラック荷主特別対策室主催※  
**「トラック物流2024年問題」**  
に関する**オンライン説明会【第13回】**開催

開催日時：令和6年8月23日(金) 10:00,15:00 (同日2回開催)

参加用ホームページ

[https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/00001\\_01682.html](https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/00001_01682.html)



※参加にあたり事前の登録は不要ですが、問題意識、ご意見・ご質問を専用フォームから登録いただければ幸いです。

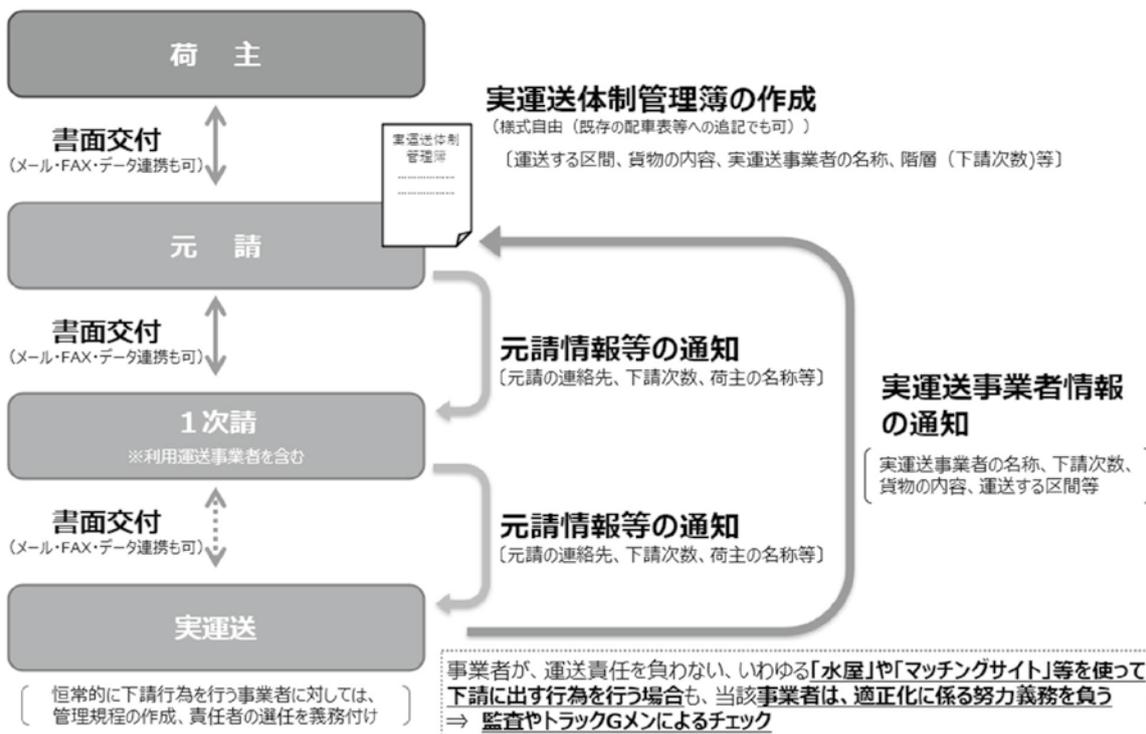
(ご提供している情報(一部))

- ・物流効率化法、貨物自動車運送事業法改正の内容
- ・標準的な運賃・料金改正、標準運送約款改正について
- ・トラック運送の原価計算、価格交渉(運賃交渉)ノウハウ・事例紹介
- ・各トラック運送事業者、荷主事業者等参加者の問題意識共有。取組みご紹介 など

運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！

今月のピックアップ (貨物自動車運送事業法改正による実運送体制管理簿制度創設)

- 元請事業者に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を義務付け。
- 実運行事業者には、元請事業者に対する**「実運送事業者情報**(実運送事業者名称、下請次数、貨物の内容、運送する区間等)」の通知を義務付け。(公布の日(令和6年5月15日)から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行)



# 自動車点検整備推進運動の実施について

標記の件について、国土交通省より、全ト協を通じて通知がありましたのでお知らせいたします。

なお、別紙「エア・クリーナ自主点検結果」を、11月11日(月)までに（FAX：095-839-8508）ご報告をお願いします。

国自整第25号

令和6年4月22日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長  
(公印省略)

## 自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）

自動車の使用者には、道路運送車両法において、自動車の適切な点検・整備の実施が義務付けられておりますが、それが使用者に十分理解されているとは言えず、例えば定期点検整備の実施状況は乗用車で6割程度に留まっています。

大型車では、車輪脱落事故が多発・増加し、昨年青森県において、走行中の大型トラックから脱落したタイヤが、道路作業を行っていた者に衝突し死亡するという痛ましい事故が発生しています。また、大型バスにおいても、少数ではあるものの依然として車両火災事故が発生している状況です。

これらを踏まえると、自動車の安全確保のための予防的な点検・整備が確実に実施されるよう、啓発を行っていくことが重要といえます。このため、国土交通省では、関係機関等の協力のもと、別添の実施要領により「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、本運動の趣旨をご理解のうえご協力いただくとともに、傘下会員団体及び事業者に対し、本運動の実施について適切にご指導をよろしくお願いいたします。

## 令和6年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」 実施要領

令和6年5月8日  
公益社団法人全日本トラック協会

### 第1. 目的

トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在である一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がるおそれがあり、特に大型トラックでは、重大事故につながりかねない車輪脱落事故が多発しており、適切なタイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理等の事故防止対策とともに、環境面においてもカーボンニュートラルをはじめとした地球温暖化等への配慮が求められています。

このような状況の中、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているものの、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、不正改造の防止とともに、点検整備の確実な実施を徹底して行く必要があります。

また、近年、急増している大型トラック（車両総重量8トン以上）の車輪脱落事故を防止するために、ホイール・ナットの緩みの点検の確実な実施が必要不可欠です。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、各都道府県トラック協会の協力のもと、「トラック運送業界における点検整備推進運動」を全国展開する。

### 第2. 実施期間

本運動は1年を通じて実施するものとするが、令和6年9月1日(日)から9月30日(月)までの1ヶ月間を全国統一の「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、これに加え、地域事情に応じて各都道府県トラック協会が独自に設定する1ヶ月間を「地方独自強化月間」として、特に重点をおいて実施する。

### 第3. 実施内容と周知方策

#### 1. 実施項目

(1) 「大型貨物自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発」

機関誌（紙）やホームページ等を活用し、大型トラック（車両総重量8トン以上）のホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検の実施を周知する。

①法定定期点検項目のうち、以下に掲げる点検項目を重点点検項目とする。

#### 重点点検項目

点検箇所		点検時期	
		3ヶ月点検	12ヶ月点検
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左
	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	同左 機能

走行装置	ホイール	1 タイヤの状態	同左
		2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	同左
		3 フロント・ホイール・ベアリングのがた	同左
			1 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷
			2 リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷
			3 リヤ・ホイール・ベアリングのがた

② トラック運送事業者が保有する全ての大型貨物自動車について、本運動強化月間及び、地方独自強化月間中、法定点検時期の有無にかかわらず、一回以上、上記①のホイール・ナットの緩み等の重点点検を実施する。また、冬用タイヤへの交換後1ヶ月以内に車輪が脱落している傾向にあることから、冬用タイヤへの交換を予定している場合には、冬用タイヤ交換後に点検することとする。

なお、国土交通省が策定する大型車の車輪脱落事故防止にかかる「緊急対策」のトラック業界が取り組む実施事項と併せ、全ト協作成の「ストップ！車輪脱落事故～タイヤ交換作業の手法と方法～」の啓発資料活用により、日常点検及び定期点検の確実な実施に努める。

(2) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施に関する啓発」

黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備の自主的な実施について周知徹底する。

## 2. 周知方策

- (1) 全ト協において、全ト協機関紙「広報とらっく」及びホームページ等により、本運動の周知を図る。
- (2) 各都道府県トラック協会において、ホームページ及び機関誌（紙）等を活用し、全会員事業者等へ周知を図る。
- (3) 地方適正化事業実施機関における事業者巡回指導の際に、各事業所へ本運動の啓発・指導を実施する。
- (4) 業界紙等に本運動の広告を掲載する。

## 第4. 各都道府県トラック協会へのお願い

- (1) 本実施要領を参考に、各都道府県トラック協会独自の取り組みを含めて実施計画を策定し、積極的に運動を実施するようお願いします。
- (2) 全国統一の強化月間（令和6年9月1日(日)～9月30日(月)）における各都道府県トラック協会の実施結果及び、地域事情に応じて各都道府県トラック協会独自で設定した1ヶ月間の「地方独自強化月間」における実施結果については、別紙4の様式により全ト協交通・環境部あて11月15日(金)までに提出してください。ただし、「地方独自強化月間」が11月以降の場合は、終了後速やかご提出するようお願いいたします。

以上

11月11日必着

(公社)長崎県トラック協会 業務課

業務課あて FAX:095-839-8508

事業者名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

令和6年度「自動車点検整備推進運動」

運送事業者による自主点検結果(9月及び、地方独自強化月間実施分)

	9月	地方独自強化月間 10月
エア・クリーナを清掃した車両数(①)	台	台
エア・クリーナを交換した車両数(②)	台	台
エア・クリーナの清掃、交換の必要がなかった車両数(③)	台	台
点検を実施した車両総数(①+②+③)	台	台

令和6年6月25日  
物流・自動車局  
自動車整備課  
保障制度参事官室

## 来年4月より、車検を受けられる期間が延びます

～ 年度末を避けて余裕をもって受検をお願いします ～

年度末における車検の混雑緩和と自動車整備士の働き方の改善のため、関係省令を改正し、車検証の有効期間満了日の「2か月前」から車検を受けられることとしました。

### 1. 背景

現在、車検は、「有効期間満了日の1か月前から満了日までの間」※に受検いただいておりますが、車検需要が年度末に集中しているため、この時期は、自動車ユーザーが整備や車検の予約が取りづらく、自動車整備士も残業・休日出勤に追われるという問題が生じています。

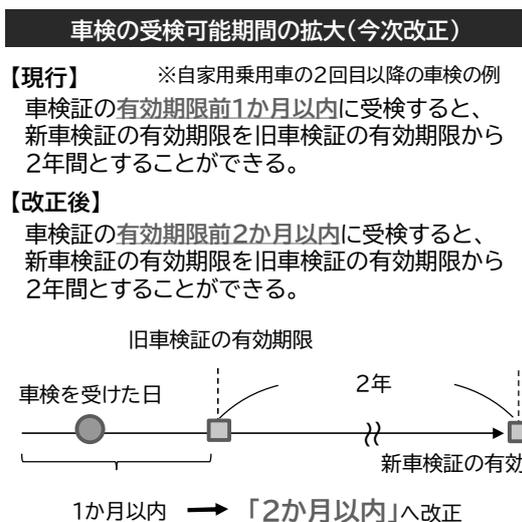
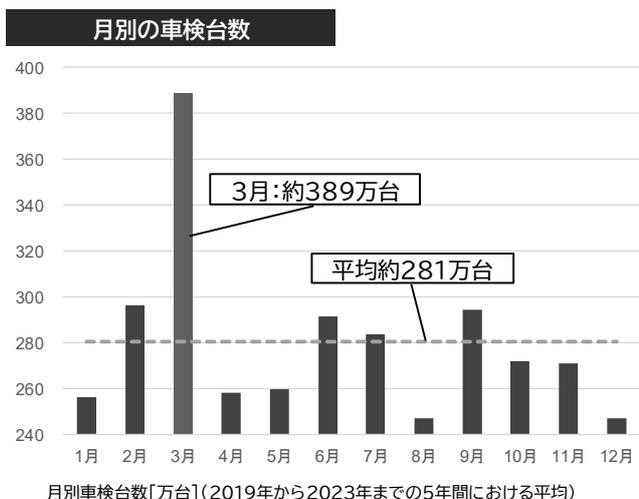
※ この期間に受検すると、残存する旧車検証の有効期間を失うことなく、新車検証に更新できます(下図参照)

### 2. 道路運送車両法施行規則等の改正

今般、道路運送車両法施行規則を改正し、「有効期間満了日の2か月前から満了日までの間」に受検しても、残存する有効期間が失われないこととしました。また、自賠責保険の有効期間もこれに整合させるため自動車損害賠償保障法施行規則を改正しました。(いずれも令和7年4月1日施行)

### 3. 自動車ユーザーの皆様へのお願い

車検は年度末が大変混雑します。余裕をもった予約・受検にご協力をお願いいたします。



#### 【問合せ先】

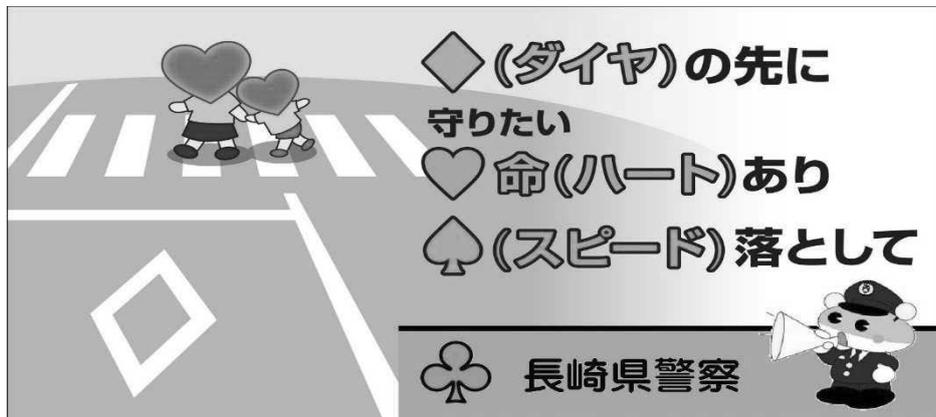
物流・自動車局

自動車整備課 本田 (内線 42413) (直通) 03-5253-8599 【車検関係 (全般)】  
保障制度参事官室 上地 (内線 41443) (直通) 03-5253-8582 【自賠責保険関係】

# 長崎県警察からのお願い

## ～ ◆マークの周知 ～

長崎県内では、信号機のない横断歩道を横断中に車にはねられる交通事故の割合が高く、長崎県警では、このような事故を1件でも減らしたいという思いから、



をキャッチフレーズとして広報啓発に取り組んでいます。

このキャッチフレーズには、

- 1 信号機のない横断歩道の手前には、  
ダイヤ（◆）マークの道路標示があること
- 2 ◆マークの先にある横断歩道には、  
守りたい命（♥）があること
- 3 横断歩道に差し掛かった時には、  
スピード（♠）を落として欲しいこと

の意味が込められています。



◆守ろう交通ルール

♥高めよう交通マナー

皆様の御協力よろしくお願いいたします。

参加費  
無料

安全衛生推進者のための

# 労働災害防止対策セミナー

労働者10人以上50人未満の事業場においては、労働安全衛生関係法令に基づき安全衛生推進者を選任しなければなりません。

- ・名ばかりの安全衛生推進者になっていませんか？
- ・適切な安全衛生管理は行われていますか？

このセミナーでは、現在、陸運業において安全衛生推進者に選任されている方だけでなく、安全衛生管理を担う方や今後担当予定の方を対象に、安全衛生管理に関する知識、手法を説明します。是非この機会に、安全衛生推進者等のレベルアップを図り、職場の安全衛生水準の向上を目指しましょう。

令和6年 9月12日(木) 13:30-16:00

会場名：「長崎県トラック協会研修会館」長崎市松原町2651-3

## セミナーの内容

- 1 陸運業における労働災害発生状況
- 2 安全衛生推進者の職務
- 3 モデル安全衛生管理規程
- 4 災害事例に学ぶ安全衛生推進者の職務の実践

- ・ 定員：50名
- ・ 申込締切：8月29日(木) ただし、定員に達し次第締め切ります。

※受講票等は送付しません。

- ・ 受講証明：セミナー受講者には、受講証明書を交付します。

(本セミナーは、安全衛生推進者養成講習や安全衛生推進者能力向上教育(初任時)ではありませんので、ご注意ください。)

お問合せ先：陸災防長崎県支部 TEL 095-813-8500

(切り取らずにそのままご送信ください。)

参加申込書

(送信先FAX:095-839-8508)

ふりがな 参加者氏名		
事業場名		
所在地	〒	—
電話・担当者氏名	TEL( )	—  ご担当者

MS&AD 三井住友海上



長崎県

三井住友海上は長崎県と包括連携協定を締結し、地域の課題解決に取り組んでいます。

<荷主企業さま向け/参加費無料>

# モノが届かなくなる!? 待ったなし!!物流「2024年問題」セミナー

運送事業者  
もご参加  
可能!

2024年4月からドライバー1人当たりの労働時間が短くなることで物流が停滞しかねない「2024年問題」について荷主企業・運送事業者の双方による問題解決に向けた取り組み等が各分野でより一層加速しています。「2024年問題」が物流現場にどのように影響を及ぼすのか、またこれらの変化にどのように対応策について、国土交通省九州運輸局長崎運輸支局の首席運輸企画専門官(トラックGメン)を講師にお招きし、具体的な事例を交えて解説頂きます。

## 主な講演内容

### <第一部>

#### 物流の「2024年問題」について

- ・トラック物流の現状
- ・2024年問題と政府・国会の対応
- ・荷主対策の深度化 (トラックGメン制度の創設)
- ・長崎運輸局の独自の取り組み(パトロールなど)

### <第二部>

#### モノが届かなくなる!?

#### 待ったなし!!物流「2024年問題」対策

- ・モノが届かなくなるかもしれない将来  
～運送事業者のルールを理解する
- ・物流現場の生産性向上  
～他社の事例を理解する
- ・荷主企業に今後求められる対応 など

## 講師紹介

### <第一部>

国土交通省九州運輸局  
長崎運輸支局 首席運輸企画専門官  
三善 格介 (みよし ただゆき)

### <第二部>

MS&AD経営サポートセンター  
アドバイザー 富永 剛生 (とみなが ごうせい)

### <プロフィール>

三井住友海上火災保険株式会社  
リテールマーケット戦略部経営サポートチーム 課長(上席)  
中小企業診断士・社会保険労務士・CFP認定者

\* 内容は一部変更となる可能性があります。

日時	2024年9月4日(水) 14:00～16:30(開場/ログインは13:30)
参加方法	会場参加 + Web形式で開催します ※参加ご希望の方: 出島メッセ108会議室 (住所:裏面に記載しております)へお越しください。 ※Web参加ご希望の方: Zoomで配信いたします。裏面をあらかじめご確認ください。
対象・定員	経営層・物流関連・運送会社の管理者の方 会場参加: 70名 / Web参加: 50名 ※ 定員になり次第締め切らせていただきます。お早めにお申込みください。 ※ 会場参加の方にはセミナー後講師へのご質問の場も設けております
申込方法	裏面のURL、または二次元バーコードよりお申込みください

主催 : 三井住友海上火災保険株式会社

後援 : 長崎県

# モノが届かなくなる!? 待ったなし!!物流「2024年問題」セミナー ～お申込み方法と受講までの流れ～

## 1.お申込み方法

申込期限：8月27日（火）

以下のURL、または右のQRコードからご登録ください。

【会場参加ご希望の方】

<https://forms.office.com/r/5yFvFYXrYY>

【WEB参加ご希望の方】

<https://forms.office.com/r/Cr4PCnhhQz>

※定員になりましたら自動で上記サイトにアクセスできなくなります。その場合は定員満了となりましたので何卒ご了承ください。

▼会場参加ご希望のお申込みはこちら



▼WEB参加ご希望のお申込みはこちら



## 2.受講までの流れ

＜開催前日まで＞

当セミナーは会場参加 + Web開催とします。会場参加の方は、定員内の方へ後日参加可能のメールをご案内させていただきます。Web参加の方は、上記お申込み後に、当日のURL、ID、PWが案内されますので、ご確認ください。

＜開催当日＞

会場参加の方は公共交通機関をご利用頂き会場までお越しください。当日は受付にてお名前を確認させていただきます。Web参加の方は開始時間になりましたら、案内メールに記載されたURLにアクセス頂き、ログインしてください。

＜Web参加の方＞

- ✓ 当日はパソコン、タブレットなどインターネットに接続可能な端末をご用意ください。スマートフォンでも参加可能ですが、投影する資料をご覧いただくため、パソコン等での参加を推奨いたします。
- ✓ 当セミナーはZoomを利用して開催します。事前に「Zoom」アプリのインストールをお願いいたします。
- ✓ 必要に応じて、ヘッドホン又はイヤホンをご用意ください。音声が届かなくなる場合があります。なお、マイクは必要ございません。
- ✓ 当セミナーの録画・録音・撮影、および二次利用、詳細内容のSNSへの投稿は固くお断りいたします。
- ✓ ライブ配信となりますため、映像や音声が乱れる場合もございます。
- ✓ 当日の接続方法や、接続トラブル等に関するお問い合わせ窓口のご用意はございません。フリーズや音声が聞こえない等の不具合が生じた際は、一旦、Webセミナーから退出し、再度入り直しをお試しください。

九州運輸局、長崎県が特定の商品やサービスを推奨するものではありません。

## 3.会場のご案内(会場参加の方)

住所：〒850-0058 長崎県長崎市尾上町4-1 ※駐車場は有料となります。

会場：出島メッセ長崎 108会議室

お問い合わせ先

三井住友海上火災保険株式会社 長崎支店・長崎支社 担当：前川（まえかわ）  
TEL：095-825-3122 FAX：095-826-1305  
メールアドレス：takahiro-maekawa@ms-ins.com

【お願い】同業にあたるお立場の方、個人の方、その他当社の判断により、セミナーへの参加をご遠慮いただく場合がございます。その場合の理由等については、ご説明致しかねますので予めご了承ください。また、本申込書にご記入いただいたお客さまの情報は、当社ならびに当社グループが今後開催するセミナーのご案内や当セミナーに関連する保険商品・サービス等のご案内のために利用させていただくことがあります。また、お申込み内容をセミナー講師にお知らせすることがあります。

## 全ト協だより

# 軽油価格の調査結果（5月分）

5月中の軽油価格調査を実施した結果は次のとおりであります。購入契約の参考に利用して下さい。

### 1. 単純集計価格

地区名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
九州(沖縄除)		126.34	116.97	125.63
全国(沖縄除)		125.77	115.45	124.31

### 2. 元売別集計価格〈九州（沖縄除）〉

元売名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S		131.56	116.60	127.29
出光昭和シェル		126.92	115.99	125.28
キグナス				
コスモ		124.05	113.38	120.95
その他		119.94	118.93	125.21

### 3. 月間購入量別価格〈九州（沖縄除）〉

月間購入量	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロ リットル未満		126.92	117.36	127.99
30～50キロ リットル未満			118.12	117.00
50～100キロ リットル未満		116.42	114.02	
100キロ リットル以上			115.77	114.30

### 4. 支払期限別価格〈九州（沖縄除）〉

支払期限	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満		127.82	123.01	122.27
30～60日未満		124.00	116.41	126.26
60日以上		135.48	113.89	115.30

### 5. 軽油価格推移〈九州（沖縄除）〉

月別	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2024年1月		127.79	116.11	126.80
2024年2月		125.64	115.55	126.37
2024年3月		125.57	115.44	126.91
2024年4月		127.24	117.06	126.67
2024年5月		126.34	116.97	125.63

※消費税抜きの価格

## 事故対だより



ナスバは安全・安心のパートナー

～頼れるナスバ、寄り添うナスバ～

独立行政法人  
自動車事故対策機構

# 適性診断活用講座のご案内

ドライバーさんが受診する適性診断、  
『受けるだけではもったいない!』  
上手に活用できていますか!?



◎ナスバでは、適性診断結果を有効的に活用する方法を習得するための『適性診断活用講座』を実施しています。診断結果の活用方法にお悩みの場合は、是非受講をご検討ください。

※旅客・貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対しておこなう指導及び監督の指針では適性診断結果に基づき個々の運転者に応じた適切な指導を行うことが定められています。

### 診断結果の見方

- ・診断結果と運転行動の関係等をご説明します。

### 診断結果の活用方法

- ・結果を活用し、安全意識を向上させる指導方法を説明します。

### 理論編 (講義)

### 実習編 (体験学習)

### ロールプレイング

- ・診断結果を活用したカウンセリング的助言指導を実際に体験し身につけていただきます。

### 指導監督

- ・自社にてドライバーに対する適切な指導を実施。

講座後、自社で実践!

◎開催日時

開催日	受付時間	開催会場
令和6年9月26日(木)	12:40～	長崎市万才町7-1
定員	講座時間	TBM長崎ビル11階
8名	13:00～16:30	自動車事故対策機構 長崎支所

◎申込方法等 令和6年6月1日(土)受付開始 (先着順)

- ・裏面の申込書に所定事項をご記入の上、FAXにてお送りください。
- ・受講料 2,700円(税込)テキスト代を含む。(当日の受付時にお支払い願います。)
- ・当日はご本人の適性診断票を使用しロールプレイを行いますので診断票を持参ください。受診されたことが無い場合は仮の診断票を用意しますので、事前にご相談ください。

※申込者が少数の場合、ロールプレイが行えないため開催を中止する事がございます。

FAX: 095-821-8854

# 適性診断活用講座 受講申込書

◎表面のご案内を御一読のうえ記入欄をすべて記入してください。  
記入内容ご確認のため連絡先へご連絡する場合がございます。

記入日： 年 月 日

1	受講日	令和6年9月26日(木)							
2	フリガナ								
	受講者氏名	姓		名					
3	生年月日	[ ] 昭和		年	月 日				
4	フリガナ	※事業者情報の記入は会社印等の押印でも可能です。							
	事業者名								
	フリガナ								
	営業所名								
	フリガナ					〒	-		
	住所						都・道府・県		
	事業の種類					バス ・ ハイタク ・ トラック ・ その他(自家用など)			
連 絡 先	TEL	-	-	FAX	- -				
	5 職 名	役員 ・ 運行管理者 ・ 補助者 ・ その他( )							
6 診 断 結 果	有 ・ 無	診断 予約日		月 日	(事前に受診される場合)				

◎当日の持ち物

- ・筆記用具(ボールペン・ノート等)
- ・受講料 2,700円(税込)
- ・適性診断票(お持ちの方のみ)

※講座時にテキストを一冊お渡し致します。

〒850-0033

長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル11階

独立行政法人自動車事故対策機構 長崎支所

適性診断活用講座 担当者あて

TEL: 095-821-8853

報道関係各位

2024年7月12日  
 東日本高速道路株式会社  
 中日本高速道路株式会社  
 西日本高速道路株式会社

**高速道路の深夜割引見直しの内容について**  
 ～令和6年度末頃の運用開始予定～

NEXCO 東日本、NEXCO 中日本、NEXCO 西日本は、高速道路の深夜割引について、「高速道路の深夜割引の見直しについて」（令和5年1月20日に国土交通省及び高速道路会社発表）により見直しの方針をお知らせし、『高速道路の「深夜割引の見直しにおける無謀な運転の抑止策（案）」に関する意見募集について』（令和5年11月7日に高速道路会社発表）により国民の皆さまからのご意見を伺うとともに、国等の関係機関と調整を進めてまいりました。

今後、必要な準備を進め、道路整備特別措置法第3条に基づき国土交通大臣あて申請し、事業許可を受けたいうで、令和6年度末頃に運用を開始する予定ですが（※）、これに先立ちまして、割引額の算出方法などを事前にお知らせいたします。

本見直しは、現行の深夜割引適用待ちの車両の滞留等の課題を踏まえ、割引適用時間帯に走行した分の料金を対象として割引引くことや、トラック運転者の負担軽減等のため、割引適用時間帯の拡大等を行うものです。

なお、本見直しに際して、深夜割引を「ETC マイレージサービス」または「ETC コーポレートカード」への後日還元型による割引制度に変更します。

高速道路会社では、円滑な運用開始に向け、引き続き、取り組んでまいります。

（※）具体的な時期については改めてお知らせします。

■今回お知らせする主な内容（詳細は添付資料をご覧ください）

- 新たにお知らせする内容
  - ・令和6年度末頃に運用開始予定
  - ・割引の対象路線（現在から変更なし）
- 具体的な割引計算の方法等
  - ・割引見直しに伴う ETC 無線通信専用アンテナ等の通信記録を用いた割引計算の方法
  - ・無謀な運転の抑止策として、割引適用時間帯の走行距離に上限距離を設定
  - ・長距離利用の通行料金負担増や新たな交通集中を抑制することを目的とした激変緩和措置の実施
  - ・後日還元型の割引制度への変更と利用するサービスに応じた還元例
  - ・長距離通減制の拡充

〈添付資料〉「高速道路の深夜割引の見直しについて」

〈参考〉

「深夜割引の見直しにおける無謀な運転の抑止策（案）」に対して頂戴したご意見とご意見についての見解は、下記的高速道路会社 HP よりご確認ください。（令和5年12月22日に掲載済み）

NEXCO 東日本 URL : [https://www.e-nexco.co.jp/news/important\\_info/2023/1222/00013282.html](https://www.e-nexco.co.jp/news/important_info/2023/1222/00013282.html)

NEXCO 中日本 URL : [https://www.c-nexco.co.jp/corporate/pressroom/news\\_release/5877.html](https://www.c-nexco.co.jp/corporate/pressroom/news_release/5877.html)

NEXCO 西日本 URL : <https://corp.w-nexco.co.jp/newly/r5/1222/>

以上

お問い合わせ先 (お客さま専用)	NEXCO 東日本お客さまセンター (24時間)	Tel. 0570-024-024 (通話料有料)
	または	Tel. 03-5308-2424 (通話料有料)
	NEXCO 中日本お客さまセンター (24時間)	Tel. 0120-922-229 (フリーダイヤル)
	(フリーダイヤルをご利用になれないお客さま)	Tel. 052-223-0333 (通話料有料)
	NEXCO 西日本お客さまセンター (24時間)	Tel. 0120-924-863 (フリーダイヤル)
	(フリーダイヤルをご利用になれないお客さま)	Tel. 06-6876-9031 (通話料有料)

# 高速道路の深夜割引の見直しについて

～ 令和6年度末頃 運用開始予定 ～

令和6年(2024年) 7月

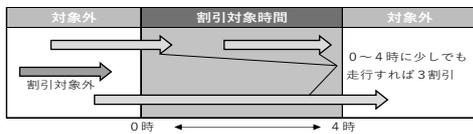
東日本高速道路株式会社  
 中日本高速道路株式会社  
 西日本高速道路株式会社

## 深夜割引について(見直し案・無謀な運転の抑止策)

【割引の目的】一般道の沿道環境を改善するため、交通容量に余裕のある高速道路の夜間利用を促進

＜現行の割引＞

0時から4時の間に高速道路を通行するETC車の料金を3割引 【課題】



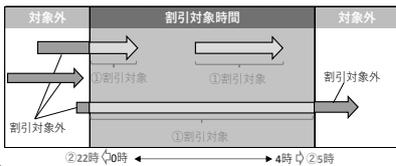
- ①割引適用待ち車両の滞留が発生
- ②運転者等の労働環境の悪化

右図:東京本線料金所前の滞留状況 (R2.12.23(水)23:58撮影)

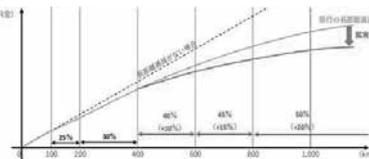


＜見直しのポイント(R5.1.20発表)＞

- ①割引対象時間帯の走行分のみ3割引
- ②割引対象時間帯を22時から翌5時に拡大



P.2～



P.17

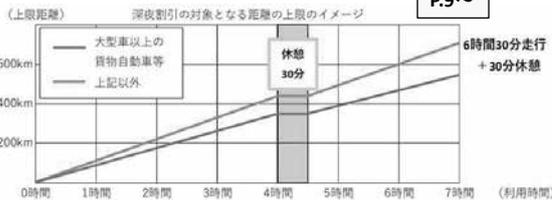
+

割引見直し運用開始後の  
激変緩和措置(5年程度)

P.11～

＜無謀な運転の抑止策(R5.11.7～11.20 意見募集実施)＞

割引対象距離を増大させることを目的とした「速度超過」などの無謀な運転を抑止し、引き続き安全・安心に高速道路をご利用いただくために、割引対象距離への上限を設定



P.9～

22時から翌5時における 高速道路の利用時間(休憩含む) ※1	深夜割引の対象となる距離の上限 ※2
4時間以内	利用時間 × (上限距離)
4時間～4時間30分	4時間 × (上限距離)
4時間30分～7時間	(利用時間 - 30分) × (上限距離)

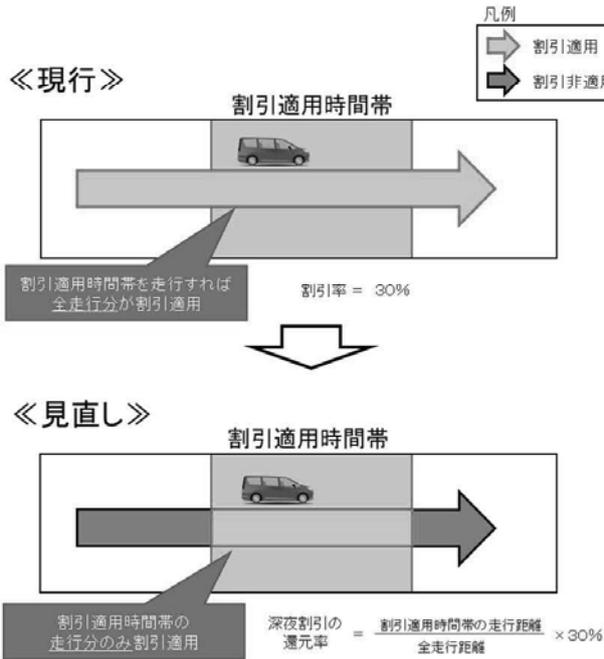
無休憩運転の抑制のため、  
最大30分の休憩を加味

※1 利用時間 : 22時から翌5時における高速道路の利用時間(休憩含む)  
 ※2 上限距離 : 利用時間1時間あたり、大型車以上の貨物自動車等は90km(※)、それ以外の車両は105kmで設定  
 ※道路交通法の施行令改正に伴い、上限距離の見直しを行っています

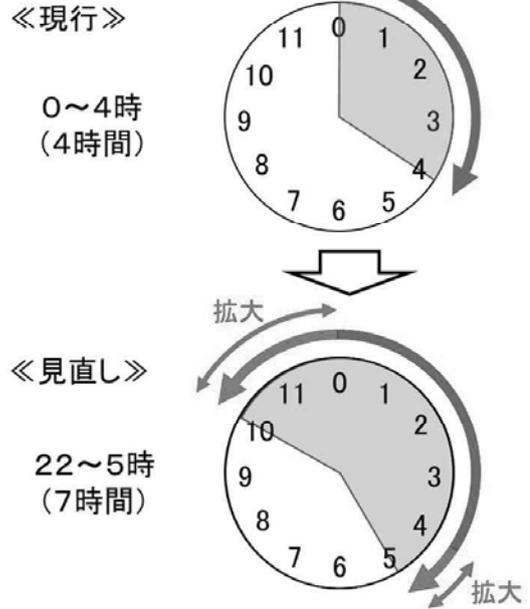
## 深夜割引見直しのポイント（R5. 1. 20発表）

再掲

- <見直し内容> ○ 割引適用時間帯に走行した分のみ3割引  
○ 割引適用時間帯を22時から翌5時に拡大



### ②割引適用時間帯を22時から5時に拡大

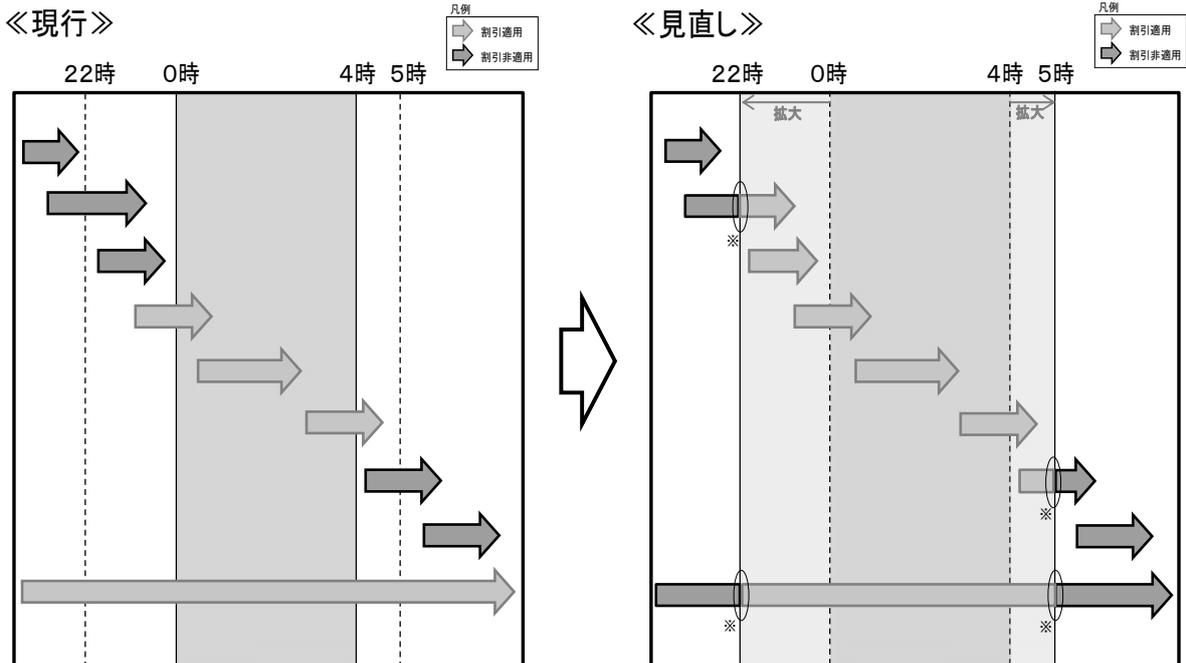


2

## 深夜割引見直しのポイント（R5. 1. 20発表）

再掲

- <見直し内容> ○ 割引適用時間帯に走行した分のみ3割引  
○ 割引適用時間帯を22時から翌5時に拡大



※ 割引適用時間帯の開始時刻(22時)・終了時刻(5時)をまたいで走行する車両の割引適用時間帯の走行距離は高速道路上に設置するETC無線通信専用アンテナ等を用いて把握

3

## 深夜割引見直しの具体的な内容

### 1. 深夜割引見直し

#### (1) 割引計算の方法 (P.5~)

⇒ 従来の料金所通過時間に加え、高速道路内にETC無線通信専用アンテナを設置して、各アンテナから車両毎の通信記録を収集し、それらのデータを基にした割引対象距離により深夜割引の還元率(通常料金に対して実際に後日還元される比率)を算出します。

#### (2) 上限距離の設定 (P.9 ~)

⇒ 割引対象距離を増大させることを目的とした「速度超過」などの無謀な運転を抑止し、引き続き安全・安心に高速道路をご利用いただけるよう、割引対象距離に上限を設けます。

#### (3) 長距離利用の通行料金負担増や新たな交通集中を抑制することを目的とした激変緩和措置(5年程度)の実施 (P.11 ~)

⇒ 深夜割引適用車両のうち、1,000km以上走行した場合は、1,000kmを超える部分を割引対象走行分に追加します。

⇒ 22時台に高速道路から流出した車両は、22時台に走行した分の還元率を最大20%とします。

#### (4) その他

##### ① 割引対象路線 (P.14)

⇒ 深夜割引の対象路線は現在から変更ありません。

##### ② 後日還元型の割引制度への変更 (P.15 ~)

⇒ 車両毎の通信記録を収集し、それらのデータを基にした割引対象距離により深夜割引の割引相当額<sup>(※)</sup>を算出するため、その処理に一定の時間を要することになることから、割引適用方法を変更し、現行の平日朝夕割引と同様に、「ETCマイレージサービス」または「ETCコーポレートカード」への後日還元型による割引制度に変更します。

※割引相当額は「ETCマイレージサービス」をご利用の場合は還元額、「ETCコーポレートカード」をご利用の場合は請求時に差し引かれる額を言います。

### 2. 長距離通減制の拡充 (P.17)

⇒ 今回の割引見直しの運用開始とあわせて、長距離利用の通行料金負担増を軽減することを目的に、400kmを超える走行を対象に、長距離通減制を拡充します。

## 深夜割引見直し後の割引計算

○ 入口料金所、出口料金所および本線上に設置したETC無線通信専用アンテナ等の通信記録(時刻・位置)から、割引適用時間帯の走行距離及び全走行距離を算出します。

割引後料金は、以下の計算式で算出します。

#### 【割引後料金の計算式】

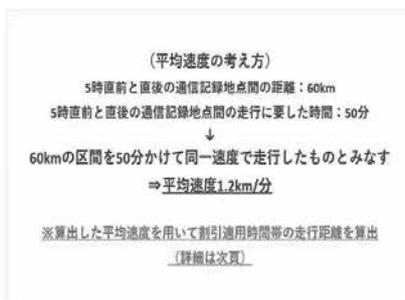
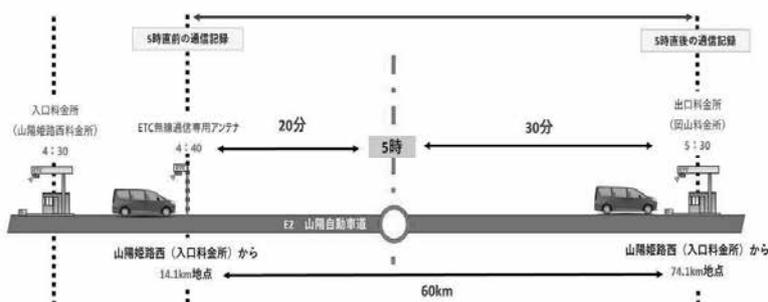
$$\bullet \text{ (割引後料金)} = \text{(通常料金)} \times (100\% - ((\text{割引適用時間帯の走行距離}) \div (\text{全走行距離}) \times 30\%))$$

※割引後料金等は、Webサイトに事前概算額のシミュレーションが可能なサービスを令和6年度秋以降を目途に提供する予定です。

また、深夜割引適用時間帯を跨ぐ場合、以下の方法で割引適用時間帯の走行距離を算出します。

#### 【割引適用時間帯の走行距離の算出方法】

22時・5時の前後2点のETC無線通信専用アンテナ等の通信記録(時刻・位置)から算出した平均速度を用いて(同一速度で走行したものとみなして)、22時・5時の位置を推定

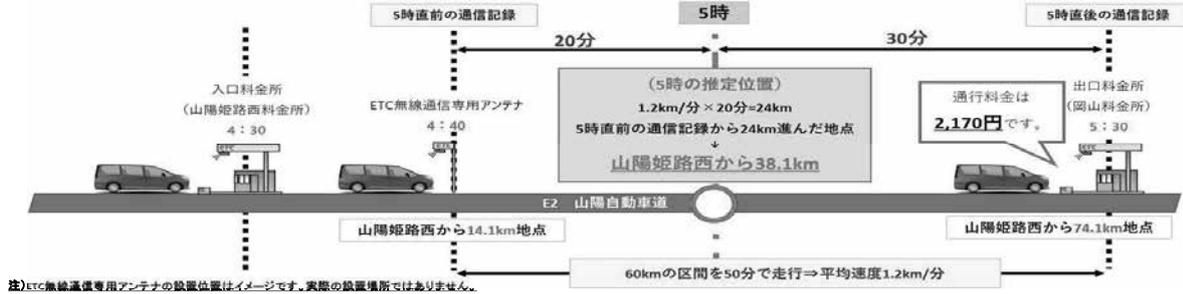


注) ETC無線通信専用アンテナの設置位置はイメージです。実際の設置場所ではありません。

## 深夜割引見直し後の割引計算例

(走行例)山陽姫路西料金所⇒岡山料金所 普通車 通常料金2,170円 全走行距離74.1km

※走行距離の算出方法はイメージです。



【割引適用時間帯の走行距離の算出方法】 ※走行距離の算出方法はイメージです。

通信記録	通信地点	通過時刻	入口からの距離	通信地点間の距離と所要時間	通信地点間の平均速度
	入口料金所 (山陽姫路西料金所)	4:30	0 km		
5時直前	ETC無線通信専用アンテナ	4:40	14.1 km	60km 50分	1.2km/分
5時直後	出口料金所 (岡山料金所)	5:30	74.1 km		

⇒ 5時時点の走行位置は、5時直前の通信記録から 1.2km/分×20分=24km 進んだ地点  
= 入口料金所から 14.1km+24km = 38.1km 進んだ地点

【割引後料金の算出】

【割引後料金】

$$2,170円 \times (100\% - (38.1km (割引適用時間帯の走行距離) \div 74.1km (全走行距離) \times 30\%)) = 1,840円$$

注)ETCマイレージサービスをご利用の場合は、後日、通常料金と割引後料金の差額を還元額として付与します。

割引後料金算出はイメージです。

## 【参考】深夜割引見直し後の割引計算例(割引適用時間帯に全走行)

(走行例)岩槻料金所⇒宇都宮料金所 普通車 通常料金2,790円 全走行距離92.5km



【割引後料金の算出】

【割引後料金】

$$2,790円 \times (100\% - (92.5km (割引適用時間帯の走行距離) \div 92.5km (全走行距離) \times 30\%)) = 1,950円$$

注)ETCマイレージサービスをご利用の場合は、後日、通常料金と割引後料金の差額を還元額として付与します。

割引後料金算出はイメージです。

⇒割引適用時間帯に全走行距離を走行した場合の割引後料金は、見直し前から変更なし(※)

※激変緩和措置を実施している間は、22時台に全走行距離を走行した場合、20%の還元率とします。

## 【参考】深夜割引見直し後の割引計算例(複数経路)

○複数経路がある場合も、実際に走行した経路を用いて割引適用時間帯の走行距離及び全走行距離を算出します。

(走行例) 中国池田料金所⇒(中国道経由)⇒五日市料金所 普通車 通常料金7,230円 全走行距離353.6km



### 【割引適用時間帯の走行距離の算出方法】

- ・全走行距離は、お客さまが実際に走行された22.2km+328.4km+3.0km=353.6km
- ・22時時点の走行位置は、入口料金所から22.2km進んだ地点  
⇒割引適用時間帯の走行距離は328.4km+3km=331.4km

### 【割引後料金の算出】

#### 【割引後料金】

$$7,230円(※) \times (100\% - (331.4km(割引適用時間帯の走行距離) \div 353.6km(全走行距離) \times 30\%)) = 5,200円$$

注)ETCマイレージサービスをご利用の場合は、後日、通常料金と割引後料金の差額を還元額として付与します。

割引後料金算出はイメージです。

※ 通常料金の算出にあたっては、従前どおり、基本的に最も安価となる経路の距離を用います。

8

## 深夜割引見直し後の上限距離の設定(無謀な運転の抑止策)

- 深夜割引の割引適用時間帯の走行距離を増大させることを目的とした「速度超過」などの無謀な運転を抑止し、引き続き安全・安心に高速道路をご利用いただくために、割引適用時間帯の走行距離に上限を設定します。
- 深夜割引の割引適用時間帯の走行距離が上限距離を超える場合は、上限距離を用いて、深夜割引の割引後料金を計算します。(上限距離以下の場合は、割引適用時間帯の走行距離に応じて計算します。)
- なお、上限距離は、厚生労働省が定める「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」における連続運転時間の考え方を参考に、利用時間が4時間を超える場合は30分の休憩を考慮して設定します。

車種区分等	上限距離
軽自動車等・普通車 ・中型車・乗合型自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割引適用時間における利用時間1時間あたり105km(※)を上限距離とする。</li> <li>・割引適用時間帯において利用時間が4時間を超える場合、上記の計算から利用時間30分に相当する上限距離を減じる。ただし、減じた後の上限距離は利用時間4時間に相当する上限距離(420km)を下回らないものとする。</li> <li>・上記計算は22時～翌5時ごとに行う。</li> </ul> <p>※速度計に誤差が生じる場合があること等を考慮し、上限距離の計算上は利用時間1時間あたり5kmを加算しています。</p>
大型車・特大車 (乗合型自動車以外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割引適用時間における利用時間1時間あたり90kmを上限距離とする。</li> <li>・割引適用時間帯において利用時間が4時間を超える場合、上記の計算から利用時間30分に相当する上限距離を減じる。ただし、減じた後の上限距離は利用時間4時間に相当する上限距離(360km)を下回らないものとする。</li> <li>・上記計算は22時～翌5時ごとに行う。</li> </ul>

(注) 上記の上限距離設定は、速度超過等の無謀な運転を容認するものではありません。

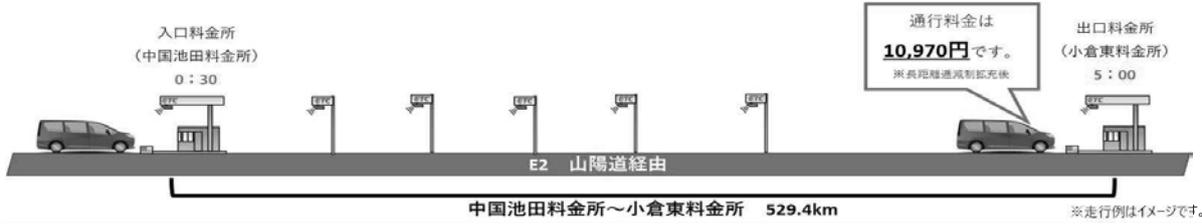
引き続き、天候等による路面状況・速度標識等をご確認いただき、交通ルールやマナーを遵守のうえ、安全な速度でご走行ください。

(注) 上記の「乗合型自動車」とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものを指します。

9

## 深夜割引見直し後の上限距離の計算例（無謀な運転の抑止策）

（走行例）中国池田料金所⇒小倉東料金所 普通車 通常料金10,970円 全走行距離529.4km



### （上限距離の計算式）

$$105\text{km}(\text{利用1時間あたりの上限距離}) \times 4.5\text{時間}(\text{中国池田～小倉東の利用時間}) - 52.5\text{km}(4\text{時間超のため30分の休憩相当分を除外}) = \mathbf{420\text{km}}$$

割引適用時間帯の走行距離(529.4km) > 上限距離(420km)となっているため、割引後料金の算出に用いる割引適用時間帯の走行距離は上限距離(420km)を設定

### 【割引後料金の算出(上限距離適用時)】

#### 【割引後料金】

$$10,970\text{円} \times (100\% - (420\text{km}(\text{上限距離}(\text{※})) \div 529.4\text{km}(\text{全走行距離})) \times 30\%) = 8,360\text{円}$$

注)ETCマイレージサービスをご利用の場合は、後日、通常料金と割引後料金の差額を還元額として付与します。

割引後料金算出はイメージです。

※割引適用時間帯の走行距離が上限距離以下の場合は、割引適用時間帯の走行距離に応じて計算します。

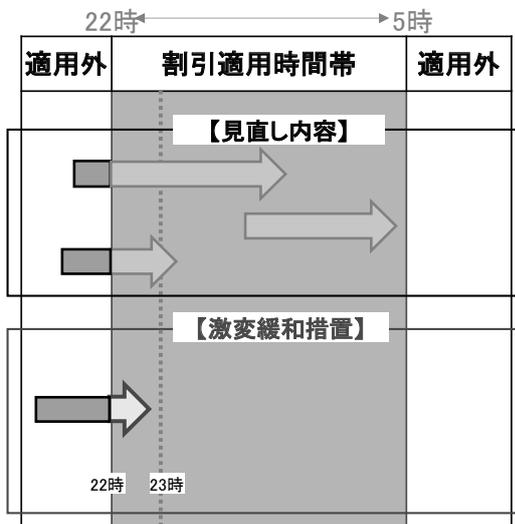
上限距離の設定は、**速度超過等の無謀な運転を容認するものではありません。**  
天候等による路面状況・速度標識等をご確認いただき、交通ルールやマナーを遵守のうえ、安全な速度でご走行ください。

10

## 深夜割引見直し後の激変緩和措置の実施

○割引見直しによる長距離利用の通行料金負担増や、新たな交通集中を抑制することを目的に、割引見直し運用開始後、激変緩和措置を実施します(5年程度)。

- (1) 深夜割引適用車両のうち1,000km以上走行した場合、1,000kmを超える部分を割引対象走行分に追加
- (2) 22時台に高速道路を流出した車両については、22時台に走行した分の還元率を最大20%



凡例

➡ 割引適用(3割引) ➡ 割引適用(2割引) ➡ 割引非適用

### 【深夜割引の見直し内容(要点)】

- ・深夜割引適用時間帯に走行した分のみ割引
- ・深夜割引適用時間帯を22時から翌5時に拡大

### 【割引見直し運用開始後の経過措置(5年程度)】

- ① 深夜割引適用車両のうち1,000km以上走行した場合は、1,000kmを超える部分を割引対象走行分に追加

$$\text{深夜割引の還元率}^{\text{※}} = \left( \frac{\text{割引適用時間帯の走行距離} + \text{1,000kmを超えて走行した距離}}{\text{全走行距離}} \right) \times 30\%$$

※還元率の上限は3割とする

- ② 22時台に高速道路を流出した車両については、22時台に走行した分の還元率を最大20%

$$\text{深夜割引の還元率} = \left( \frac{\text{割引適用時間帯の走行距離}}{\text{全走行距離}} \right) \times 20\%$$

11

## 深夜割引見直し後の激変緩和措置の割引計算方法(1)

○激変緩和措置のうち『深夜割引適用車両<sup>(※)</sup>が1,000km以上走行した場合』における割引後料金及び還元率は、以下の計算式で算出します。

(※)深夜割引適用車両とは、ETC車が対象道路を少しでも22時から翌5時に走行した車両のことを指します。

### 【割引後料金】

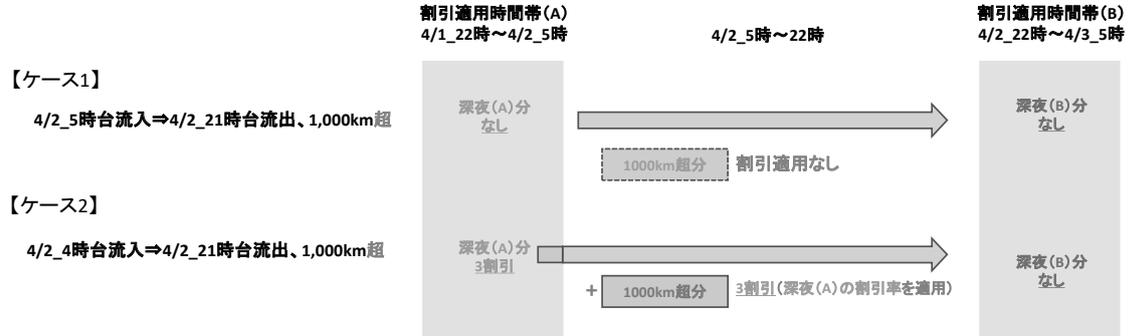
$$\text{割引後料金} = (\text{通常料金}) \times (100\% - \text{還元率})$$

### 【還元率】

$$\text{還元率} = \frac{\left( \begin{array}{l} \text{割引適用時間帯(A)} \\ \text{走行距離} \\ \text{※ 22時台流出除く} \end{array} \right) \times 30\% + \left( \begin{array}{l} \text{1,000km超分} \\ \text{の距離} \end{array} \right) \times \text{深夜割引率}}{\text{全走行距離}}$$

【ケース1の場合】0%  
【ケース2の場合】30%

(適用イメージ)



12

## 深夜割引見直し後の激変緩和措置の割引計算方法(2)

○激変緩和措置のうち『22時台に高速道路を流出した車両』に関する割引後料金及び還元率は、以下の計算式で算出します。

### 【割引後料金】

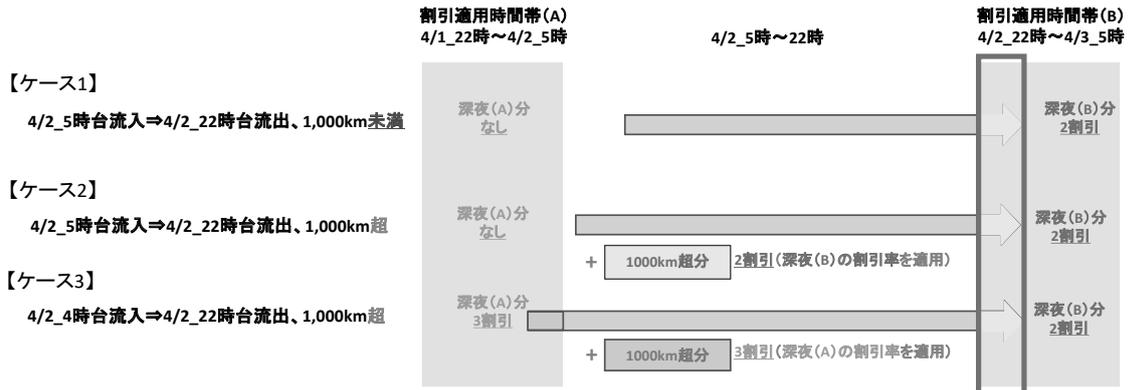
$$\text{割引後料金} = (\text{通常料金}) \times (100\% - \text{還元率})$$

### 【還元率】

$$\text{還元率} = \frac{\left( \begin{array}{l} \text{割引適用時間帯(A)} \\ \text{走行距離} \\ \text{※ 22時台流出除く} \end{array} \right) \times 30\% + \left( \begin{array}{l} \text{割引適用時間帯(B)} \\ \text{走行距離} \\ \text{※ 22時台流出} \end{array} \right) \times 20\% + \left( \begin{array}{l} \text{1,000km超分} \\ \text{の距離} \end{array} \right) \times \text{深夜割引率}}{\text{全走行距離}}$$

(A)=0kmの時は20% 【ケース2】  
それ以外の場合は30%【ケース3】

(適用イメージ)



13

## 深夜割引見直し後の対象路線と割引対象距離推定の例外

- 深夜割引の対象路線は現在から変更ありません。
- なお、以下の路線は、一回の通行に対して料金を設定している道路・区間(均一料金制区間等)であるため、現在と同様、料金所の通過時間が22時から翌5時の間であれば、全走行分を30%の還元率<sup>(※)</sup>とします。  
(※)激変緩和措置を実施している間は、22時台に料金所を通過した場合、20%の還元率とします。

### 【NEXCO東日本】

- 道央自動車道(札幌南IC~札幌IC)/後志自動車道/札幌自動車道/道東自動車道(池田IC~本別IC・足寄IC)(※1)/東北自動車道(川口JCT~浦和IC)(※1)/山形自動車道(湯殿山IC~鶴岡JCT)/日本海東北自動車道(鶴岡JCT~酒田みなとIC)/東関東自動車道(湾岸市川IC~湾岸習志野IC)(※1)/新空港自動車道(成田SIC~新空港IC)(※1)/東京湾アクアライン(※2)

### 【NEXCO中日本】

- 西湘バイパス/小田原厚木道路

### 【NEXCO西日本】

- 京都縦貫自動車道(八木西IC~篠IC)(※1)/京奈道路/関西国際空港連絡橋/山陰自動車道(安来道路)/広島呉道路/松山自動車道(西予宇和IC~大洲北只IC)/南九州自動車道(鹿児島道路)/東九州自動車道(延岡南道路)(※1)/西九州自動車道(武雄佐世保道路)/西九州自動車道(佐世保道路)/日出バイパス(※1)/九州自動車道(鹿児島北IC~鹿児島IC)(※1)/長崎バイパス

(※1)他の道路・区間と連続して走行する場合は除きます。

(※2)東京湾アクアラインでは、通行料金の引下げ措置やETC時間帯別料金の社会実験(以下、「アクアライン割引」といいます)を実施中で、現時点においてアクアライン割引と深夜割引は重複して適用されません。

(注1)令和6年7月12日時点のものであり、今後、料金体系の変更等により変わる場合があります。

(注2)より低い額の割引後料金となる他の割引が適用される場合など、深夜割引が適用とならないことがあります。

14

## 深夜割引見直し後の割引適用方法(ETCマイレージサービス利用の場合)

- 深夜割引見直し後は「ETCマイレージサービス<sup>(※)</sup>」または「ETCコーポレートカード」を用いた後日還元型による割引制度に変更します。

(※) ETCマイレージサービスへの事前登録が必要です。

- この変更に伴い、料金所通過時に課金する通行料金に変更となります。

### 【ETCマイレージサービスをご利用の場合】

#### Case1.深夜割引の適用条件を満たす場合

入口	中国池田料金所	出口	津山料金所	通常料金
	4月2日(月)2:30		4月2日(月)4:30	3,810円

(普通車) 通常料金3,810円 深夜割引後の料金2,670円

**現在**

出口料金所等通過時  
通行料金は2,670円(割引)です。

深夜割引後の料金を課金

**見直し後**

出口料金所等通過時  
通行料金は3,810円です。

通常料金を課金

**後日(翌月)**

1,140円分の還元額を翌月20日に付与  
※カード会社からの請求明細には記載されません

通常料金と深夜割引後の料金との差額分  
(3,810円-2,670円=1,140円)を後日還元

#### Case2.深夜割引及び休日割引(普通車以下)の適用条件を満たす場合

入口	中国池田料金所	出口	津山料金所	通常料金
	4月1日(日)2:30		4月1日(日)4:30	3,810円

(普通車) 通常料金3,810円 深夜割引後の料金2,670円

**現在**

出口料金所等通過時  
通行料金は2,670円(割引)です。

深夜割引後の料金を課金  
※休日割引後の料金よりも安価又は同額であるため

**見直し後**

出口料金所等通過時  
通行料金は2,850円(割引)です。

休日割引後の料金を課金

**後日(翌月)**

180円分の還元額を翌月20日に付与  
※カード会社からの請求明細には記載されません

休日割引後の料金と深夜割引後の料金との差額分  
(2,850円-2,670円=180円)を後日還元

※休日割引後の料金の方が安価な場合は、還元されません。

15

## 深夜割引見直し後の割引適用方法(ETCコーポレートカード利用の場合)

○深夜割引見直し後は「ETCマイレージサービス<sup>(※)</sup>」または「ETCコーポレートカード」を用いた後日還元型による割引制度に変更します。

(※) ETCマイレージサービスへの事前登録が必要です。

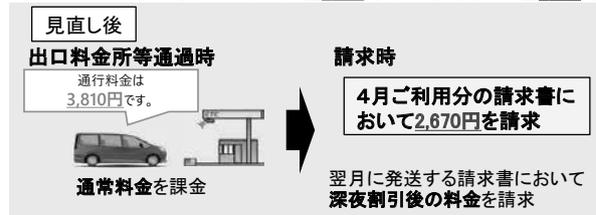
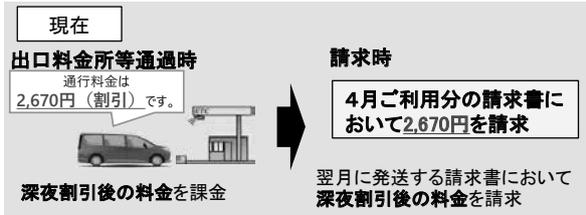
○この変更に伴い、料金所通過時に課金する通行料金に変更となります。

### 【ETCコーポレートカードをご利用の場合】

#### Case1.深夜割引の適用条件を満たす場合

入口	中国池田料金所	出口	津山料金所	通常料金
	4月2日(月)2:30		4月2日(月)4:30	

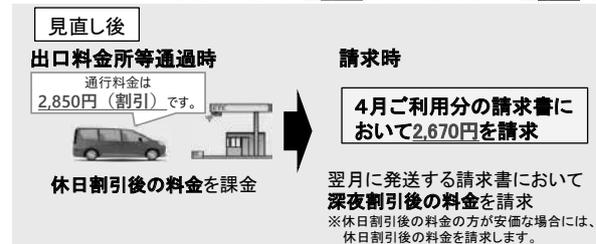
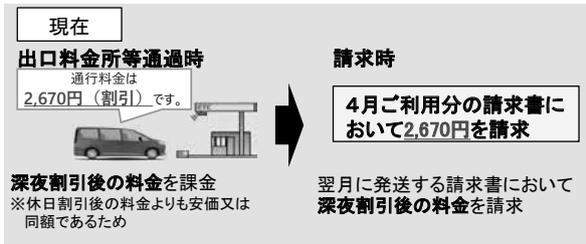
(普通車) 通常料金3,810円 深夜割引後の料金2,670円



#### Case2.深夜割引及び休日割引(普通車以下)の適用条件を満たす場合

入口	中国池田料金所	出口	津山料金所	通常料金
	4月1日(日)2:30		4月1日(日)4:30	

(普通車) 通常料金3,810円 深夜割引後の料金2,670円



※大口・多頻度割引は深夜割引後の料金に対して算出・適用します

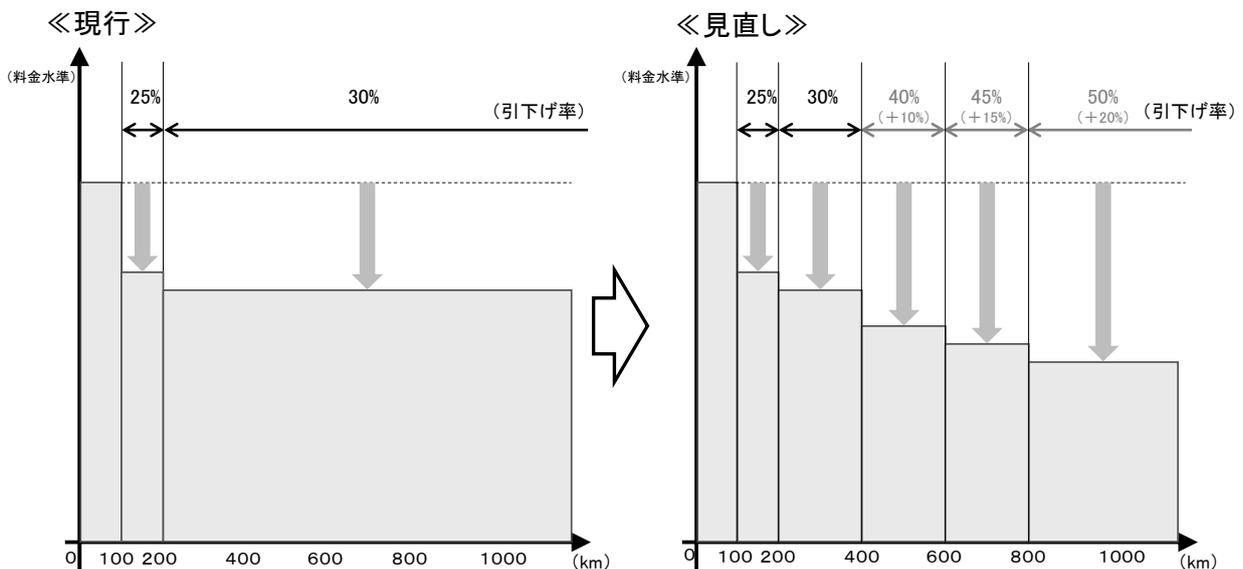
16

## 長距離逓減制の拡充

○深夜割引見直しの運用開始とあわせて、割引見直しによる長距離利用の通行料金負担増を軽減することを目的に、400km超の走行を対象に長距離逓減制<sup>(※)</sup>を拡充します。

(※)長距離逓減制とは、NEXCO3社が管理する高速道路のうち対距離料金を適用する高速自動車国道の利用にあたり、利用距離に応じて通行料金を逓減する制度です。

(対距離料金を適用しない高速自動車国道、一般有料道路、他の高速道路会社が管理する高速道路は対象外であり、長距離逓減の対象距離には含まれません)



17

## 国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について

### 【申込方法】

各実施機関のホームページから予約、または別紙の「受講申込書」に必要事項を記入の上、FAXしてください。

(株)おんが自動車学校 FAX：093-293-2427 TEL：093-293-2359

(有)新西海自動車学校 FAX：0959-27-1778 TEL：0959-27-0136

(独法)自動車事故対策機構（ナスバ）長崎支所 TEL：095-821-8853

※自動車事故対策機構は、ホームページ (<https://www.nasva.go.jp/>) から、インターネットで予約システムにてご予約ください。

### 【受講手数料】

基礎講習：8,900円

**一般講習：3,200円（協会会員は、全額助成金が適用されます。）**

なお講習開始後の返金はできません。当日会場受付にて、なるべくお釣りのないようお願いします。

### 【持ってくるもの】

運行管理者講習手帳（講習手帳をお持ちでない方は、写真1枚「縦3.0cm×横2.4cm」※サイズ厳守）  
筆記用具、インターネット予約確認書又は一般講習受講予約申込書（※自動車事故対策機構のみ）

【受付時間及び講習時間】 ※講師等の都合により時間に変更になることもあります。

実施機関	受付時間	区分	講習時間	
おんが自動車学校	9：00～9：30	基礎講習	1日目	10：00～17：00 ※9：30～オリエンテーション
			2日目	10：00～17：00
			3日目	10：00～15：30
		一般講習	9：30～16：00	
新西海自動車学校	9：30～10：00	基礎講習	1日目	10：00～17：00
			2日目	10：00～17：00
			3日目	10：00～15：30
		一般講習	10：00～16：30	

※自動車事故対策機構主催分はお問い合わせください。

### 1. 基礎講習

回数	実施日	実施場所	定員	主催
第1回	5月29日(水)～31日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校
第2回	6月18日(火)～20日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第3回	6月19日(水)～21日(金)	長崎市「TBM長崎ビル 地下会議室」	36名	自動車事故対策機構 長崎支所
第4回	7月1日(月)～3日(水)	長崎市「県ト協研修会館」	50名	新西海自動車学校
第5回	7月2日(火)～4日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	6名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第6回	11月6日(水)～8日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校
第7回	11月12日(火)～14日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第8回	12月3日(火)～5日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	50名	新西海自動車学校
第9回	【予定】1月29日(水)～31日(金)	長崎市「TBM長崎ビル 地下会議室」	36名	自動車事故対策機構 長崎支所

★は講師資格者の下、事前収録した動画を視聴する形式

2. 一般講習

回数	実施日	実施場所	定員	主催	
第1回	4月25日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	12名	自動車事故対策機構 長崎支所	
第2回	5月16日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	12名	自動車事故対策機構 長崎支所	
第3回	5月28日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校	
第4回	6月10日(月)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校	
第5回	6月13日(木)	五島市「福江文化会館」	30名	新西海自動車学校	
第6回	6月14日(金)	新上五島町「有川鯨賓館」	20名	新西海自動車学校	
第7回	6月24日(月)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校	
第8回	6月27日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	12名	自動車事故対策機構 長崎支所	
第9回	7月5日(金)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校	
第10回	7月12日(金)	佐世保市「アルカス SASEBO 3階会議室」	30名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第11回	7月19日(金)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校	
第12回	7月24日(水)	島原市「有明文化会館」	80名	新西海自動車学校	
第13回	7月25日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第14回	7月30日(火)	時津町「北部コミュニティセンター」	50名	新西海自動車学校	
第15回	8月8日(木)	平戸市「田平町民センター」	30名	新西海自動車学校	
第16回	8月22日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第17回	8月27日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校	
第18回	8月29日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第19回	9月3日(火)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校	
第20回	9月13日(金)	時津町「北部コミュニティセンター」	50名	新西海自動車学校	
第21回	10月10日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第22回	10月12日(土)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校	
第23回	10月17日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第24回	10月23日(水)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校	
第25回	10月31日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第26回	11月5日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校	
第27回	11月7日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第28回	11月17日(日)	西海市「新西海自動車学校」	30名	新西海自動車学校	
第29回	11月21日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第30回	12月2日(月)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校	
第31回	12月5日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第32回	12月12日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第33回	12月18日(水)	北松佐々町「佐々町文化会館」	30名	新西海自動車学校	
第34回	1月10日(金)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校	
第35回	1月30日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校	
第36回	2月28日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校	

★は講師資格者の下、事前収録した動画を視聴する形式

# 基礎講習 受講申込書

西暦 年 月 日

事業所名：

事業所〒： —

事業所住所：

申込責任者：

連絡先 (TEL) — — (FAX) — —

申込責任者メールアドレス： @

事業の種類 (該当するものに○)	バス	ハイ・タク	トラック (軽貨物を含む)	その他 ( )
---------------------	----	-------	------------------	------------

ふりがな (男・女)	事業用自動車の 運行管理者経験が 1年未満の者 (○印をする)	受講の目的 (○印をする)	現在の職名 (○印をする)	手帳の有無 (○印をする)	受講希望月日
①番 ----- (男・女) (西暦 年 月 日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他 ( )	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間
②番 ----- (男・女) (西暦 年 月 日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他 ( )	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間
③番 ----- (男・女) (西暦 年 月 日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他 ( )	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間
④番 ----- (男・女) (西暦 年 月 日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他 ( )	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間

\*現在の職名欄中、「運行管理者」とは運輸支局長(沖縄にあっては陸運事務所長)に選任の届出を行ったものとする。

\*修了書の作成間違い防止の為、氏名は丁寧に書き、また性別は○で囲んでください。

**\*\*ご確認ください\*\***

運行管理者試験を受験予定の方は、以下の□に✓を記入して下さい。

運行管理者試験センターへの受講名簿提出と基礎講習修了書(複写)の送付に同意する

①番の方：□ ②番の方：□ ③番の方：□ ④番の方：□

全日本トラック協会指定 福岡/佐賀/長崎/熊本/大分/宮崎/鹿児島/沖縄 各県トラック協会指定  
総合交通教育センター福岡



ドライビングアカデミー ONGA

(株)おんが自動車学校

TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427

# 一般講習 受講申込書

FAX

西暦 年 月 日

事業所名： \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

事業所の住所： \_\_\_\_\_

申込責任者名： \_\_\_\_\_

連絡先 (TEL) \_\_\_\_\_ (FAX) \_\_\_\_\_

申込責任者メールアドレス： \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

事業の種類 (該当するものに○)	バス	ハイ・タク	トラック (軽貨物を含む)	その他 ( )
---------------------	----	-------	------------------	------------

ふりがな (男・女)	事業所 (営業所) の名称	現在の職名 (○印をする)	手帳の有無 (○印をする)	受講希望月日
受講者の氏名 (西暦生年月日)				
(男・女)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
①番 (西暦 年 月 日)				
(男・女)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
②番 (西暦 年 月 日)				
(男・女)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
③番 (西暦 年 月 日)				
(男・女)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
④番 (西暦 年 月 日)				

※現在の職名欄中「運行管理者」とは、運輸支局長（沖縄にあっては陸運事務所長）に選任の届け出を行ったものとする。

\* 修了書の作成間違い防止の為、氏名は丁寧に書き頂き、また性別は○で囲んでください。

全日本トラック協会指定 福岡/佐賀/長崎/熊本/大分/宮崎/鹿児島/沖縄 各県トラック協会指定

総合交通教育センター福岡



(株)おんが自動車学校

TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427



# 基礎講習受講予約申込書

申込日 令和 年 月 日

(受付済印)

(フリガナ)

事業所名(営業所名)

〒 -

事業所住所

申込責任者名

連絡先(TEL) <sup>\*</sup>(FAX)

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信FAXをしますので必ずご記入下さい。

○受付 9時30分～ ○会場 長崎県トラック協会 ・ 佐世保市労働福祉センター  
○講習時間 10時00分～17時00分(最終日は15時30分まで)※手帳をお持ちでない方は写真(3×24cm)1枚をご用意下さい

フリガナ 受講者の氏名 (生年月日)	希望する 講習の種類 (番号○印)	受講の目的 (番号○印)	講習手帳 の有無 (○印)	受講の情報 提供の同意 (☑印)	受講日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日

- 注1) 個人でお申し込みの方は、事業所名欄に個人名を、事業所住所欄に本人住所を記入して下さい。  
 注2) 「受講の情報提供の同意」とは、受験資格確認事務の円滑を図るため、運行管理者試験センターへの講習受講の情報提供を行なうものです。また、国土交通省へも受講情報を提供いたします。  
 注3) 平成27年度から、旅客試験は旅客の基礎講習、貨物試験は貨物の基礎講習の受講が受験資格となります。

※ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。  
 ※講習会場は自動車学校ではありませんのでお間違いのないようお願いいたします。

※申込先※  

**新西海自動車学校**  
 西海市西彼町上岳郷1238-3 TEL 0959-27-0136

**FAX送信先 0959-27-1778**



# 一般講習受講予約申込書

申込日 令和 年 月 日

(受付済印)

(フリガナ)

事業所名(営業所名) \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

事業所住所 \_\_\_\_\_

申込責任者名 \_\_\_\_\_

連絡先(TEL) \_\_\_\_\_ (FAX) \_\_\_\_\_

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信FAXをしますので必ずご記入下さい。

○受付 9時30分～ ○会場 長崎県トラック協会・佐世保市労働福祉センター・サンスパおおむら  
○講習時間 10時00分～16時30分 時津北部コミュニティセンター・有明文化会館・田平町民センター・佐々町文化会館  
福江文化会館・鯨賓館・新西海自動車学校

事業所の種類 (○印をする)	バス	ハイ・タク	トラック	その他 ( )
-------------------	----	-------	------	------------

フリガナ 受講者の氏名 (生年月日)	現在の職名 (番号○印)	運行管理者 選任年月日	指導講習手帳 の有無 (○印)	受講日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日

注1)「運行管理者選任年月日」欄中の「運行管理者」とは、運輸支局長に選任届けがなされている方です。

注2)運行管理者講習の受講の情報は、国土交通省に提供いたします。

※ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

※講習会場は開催日によって異なりますのでお間違いないようお願いいたします。

※申込先※



**新西海自動車学校**  
西海市西彼町上岳郷1238-3 TEL 0959-27-0136

FAX送信先 0959-27-1778



令和6年8月

事業者 各位

公益社団法人長崎県トラック協会  
会 長 馬場 邦彦  
(公印省略)

## 引越基本講習の開催について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営等につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、引越事業者各実務担当者（見積り・作業・応対・管理者）への標準引越運送約款他関係法令の周知徹底のための「引越基本講習」を開催いたします。

受講を希望される方はお申込みいただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 令和6年9月9日(月) 10時00分～16時00分（予定）  
受付 9時30分～9時50分
2. 場 所 (公社)長崎県トラック協会 研修室
3. 受講対象者 引越業務実務経験者（予定される方も含む）
4. 講習内容 引越業界の現状について／標準引越運送約款等の解説
5. 定員数 20名
6. 申込方法 別紙の申込書 兼 受講票に必要事項を記入し、令和6年8月26日(月)必着にてお申し込み下さい。
7. 受講費 協会員：2,000円／非協会員：3,500円  
※引越専門部会員は、部会より全額助成します。（1事業所2名まで）
8. 持ち物 筆記用具（講習最後にテストを行いますので、赤ペンもご持参下さい。）

以上



令和6年8月

事業者 各位

公益社団法人長崎県トラック協会  
 会長 馬場 邦彦  
 (公印省略)

## 引越管理者講習の開催について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営等につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、引越事業者各実務担当者（見積り・作業・応対・管理者）への標準引越運送約款他関係法令の周知徹底のための「引越管理者講習」を開催いたします。

また、本講習は、全日本トラック協会が運営しております引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）の申請資格における、“申請するすべての事業所に「引越管理者講習修了者」を配置”のための役割も併せ持っております。

受講を希望される方はお申込みいただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 令和6年9月10日(火) 10時00分～16時00分（予定）  
 受付 9時30分～9時50分
2. 場 所 (公社)長崎県トラック協会 研修室
3. 受講対象者 平成17年度以降の全ト協統一形式引越基本講習を受講された方  
 ※2021年度以前の引越管理者講習修了者の方は更新が必要になります。
4. 講習内容 引越に係るクレーム相談（全ト協に寄せられた引越相談）  
 見積、請求、延期、破損等について（個人研究・グループ討議）
5. 定 員 数 20名
6. 申込方法 別紙の申込書 兼 受講票に必要事項を記入し、令和6年8月26日(月)必着にてお申し込み下さい。（締め切り後の受付はいたしません。）
7. 受 講 費 協会員：2,000円／非協会員：3,500円  
 ※引越専門部会員は、部会より全額助成します。（1事業所2名まで）
8. 持 ち 物  筆記用具  顔写真（別紙参照。指定サイズの写真をご用意下さい）  
 名刺（複数枚）  
（※前日基本講習を受講された方は、講習で使用したテキストをご持参下さい。）

以上



## (2) 当日持参して頂くもの

筆記用具

修了証用顔写真

※上記指定サイズの写真をご用意下さい。(サイズ外だと修了証が作成できません。)

**※写真の裏に必ず会社名、氏名、を記入し、指定サイズに切り取ってお持ち下さい。**

(写真に凹凸がでないように注意!)

名刺

※グループ討議の際、名刺交換致しますので複数枚ご持参下さい。

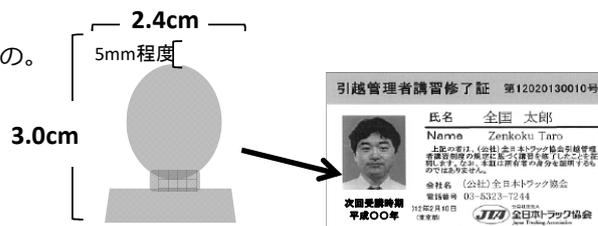
引越講習テキスト

※前日基本講習を受講されている方は基本講習で使用したテキストをご持参下さい。

## (3) 申込みに伴う注意点

【修了証用顔写真について】

- ・ **無帽無背景**、かつ鮮明な写真。
- ・ 被写体は、**申請者本人のみ**、正面、肩口まで写っているもの。
- ・ **運転免許サイズ (縦：3.0cm×横：2.4cm)**
- ・ **頭の上を必ず5mm程度空けること。**
- ・ 6ヶ月以内に撮影されたもの。
- ・ 白黒不可。



**顔写真は修了証作成に使用致します。**

顔写真は当日ご持参頂き、その場で修了証を作成致します。

その為、当日写真の提出がない場合、講習会受講をお断りする場合がございます。  
また、指定されたサイズ以外の写真は受付出来ませんのでご注意下さい。

## 第38回 (2024) 長崎県

# トラックドライバーコンテスト

(公社) 長崎県トラック協会

第38回トラックドライバーコンテストが7月20日(土)長崎市松原町「県ト協研修会館」で開催され、各支部より推薦された24名(11トン部門4名、4トン部門18名、トレーラ部門2名)の優秀なプロドライバーが、優勝と全国大会出場を目指して健闘しました。

入賞者(各部門1位)は次のとおりです。

- 11トン部門 **笹田 祐也 氏** アヤカエキスプレス(株) 本社営業所
- 4トン部門 **木下 宏海 氏** 幸運トラック(株) 大村営業所
- トレーラ部門 **五島 充 氏** 幸運トラック(株) 本社営業所



## 運転記録証明書を活用した優秀安全運転事業所表彰について

7月10日(水)長崎県警と自動車安全運転センター長崎県事務所より、令和6年第一期優秀安全運転事業所に対する表彰式が行われました。この表彰式は、継続して安全運転管理に取り組み、無事故・無違反運転など優秀な成果を上げている事業所を表彰するもので、令和6年第一期は次の事業所が表彰されました。

### 【プラチナ賞】

佐川急便(株)五島営業所、(株)メモリードモーターズ

### 【金賞】

(株)西菱環境開発、吉田海運(株)県央営業所、飯盛運輸(株)長崎・諫早営業所、佐川急便(株)長崎営業所、佐川急便(株)平戸営業所、高千穂倉庫運輸(株)、吉田海運ロジソリューションズ(株)長崎卸センター営業所、日通長崎運輸(株)、平成農産運輸(株)、大野運送(株)、(株)井石、(有)とみなが急配本社営業所、九州名鉄運輸(株)雲仙営業所、九州福山通運(株)長崎支店、(株)城谷運輸本社営業所、(株)東部運輸、(有)浦川運送、(株)ムラシマ

### 【銀賞】

佐川急便(株)佐世保営業所、(株)トーカイ、北尾運送(株)、(有)新光運輸諫早営業所、九州名鉄運輸(株)長崎支店、九州商運(株)長崎支店

### 【銅賞】

吉田海運ロジソリューションズ(株)西諫早物流センター、(株)マルケイリース、(株)崎戸運送西海営業所、(株)大西海、内田ライン(株)長崎営業所、九州名鉄運輸(株)佐世保支店、(株)ムロオ長崎西営業所

〔プラチナ賞〕



〔金賞〕



〔金賞〕



〔銀賞〕



〔銅賞〕



# 令和6年度助成事業について

## 1. 主な留意点

- ①全助成事業で**事前申請**としています。(健康診断受診促進助成事業を除く)  
 <申請の流れ> 装置、車両の導入前、自動車学校への申込前に申請 ⇒ 交付決定 ⇒ 導入、免許等取得 ⇒ 実績報告 ⇒ 助成金交付
- ②装置関係は指定の機器があります。詳細は協会へお問い合わせください。
- ③**申請期間：7/1(月)～12/20(金)** ※免許等取得促進助成事業は**1/31(金)**まで  
**実績報告期限：2/21(金)** ※運転記録証明書促進助成・適性診断受診促進助成事業は**3/19(水)**まで  
 3月導入・実施分は助成の対象外となりますので、助成を希望される場合は計画的な導入を行って下さい。

## 2. 助成事業一覧

助成事業		概要
ドライブレコーダー	事業内容	別に定める対象車載器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。(国補助金との併用は不可)
	申請期間	申請期間：令和6.7.1～令和6.12.20 実績報告期限：令和7.2.21
	対象機器・装置	全日本トラック協会が標準型、運行管理連携型に指定した機器
	助成金額	標準型：機器価格(税抜)の1/2(上限5千円/台) 運行管理連携型：機器価格(税抜)の1/2(上限1万円/台)
安全装置等	事業内容	別に定める対象機器の導入について、助成を行います。(国補助金との併用は不可)
	申請期間	申請期間：令和6.7.1～令和6.12.20 実績報告期限：令和7.2.21
	対象機器・装置	①後方視野確認支援装置 ②側方視野確認支援装置 ③側方衝突監視警報装置 ④アルコールインターロック ⑤I T点呼に使用するアルコール検知器 ⑥トルクレンチ ⑦自動点呼機器
	助成金額	①②④⑤：機器価格(税抜)の1/2(上限2万円/台) ③機器価格(税抜)の1/2(上限10万円) ⑥取得価格(税抜)の1/2(上限3万円) ⑦導入費用(周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む)(上限10万円)
その他条件等	* ②③は、車両総重量7.5トン以上の事業用トラックに装着した場合に限る。 * ③をトラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第5輪荷重が8.5トン以上のものに限る。 * ⑤は、I T点呼に使用するアルコール検知器については、Gマーク取得事業所に限る。 * ⑥は、600N・m以上の締め付け能力を有するもの1事業所1台 ⑦は、1事業者1台ただしGマーク取得事業者は2台	
アルコール検知器	事業内容	アルコール検知器の導入について、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和6.7.1～令和6.12.20 実績報告期限：令和7.2.21
	対象機器・装置	全ての機器が対象 *協会では特定の機種を指定や推薦することはありません
	助成金額	機器価格(税抜)の1/2(上限2万円/台)
その他条件等	* Gマーク事業所におけるI T点呼に使用するアルコール検知器については、安全装置として助成を行います。 * 来年度以降の助成事業継続が未定の為、今年度中の導入を促進します	
血圧計	事業内容	血圧計を導入した場合、助成金を交付します。※助成対象機器等については全協基準に準じます。
	申請期間	申請期間：令和6.7.1～令和6.12.20 実績報告期限：令和7.2.21
	助成金額	1台あたり装置の取得価格の2分の1(上限5万円/台)
SASスクリーニング検査	事業内容	指定する検査・医療機関で健康保険適用外である第1次検査および第2次検査を受検する際、助成金を交付します。
	申請期間	申請期間：令和6.7.1～令和6.12.20 実績報告期限：令和7.2.21
	助成金額	第1次検査および第2次検査の合計費用の半額(上限2,500円/人)
安全運転研修(ドライバー等安全教育訓練促進)	事業内容	指定研修施設にドライバー等を派遣し、安全運転教育(研修)を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	研修費(宿泊費等含)の全額又は一部及び交通費(離島地区外5千円、離島地区1万円) ①一般運転者・初任運転者・指導監督者研修(1泊2日)：55,440円(受講料の全額)+交通費 ②一般・初任ドライバー研修(2泊3日)：53,900円(受講料77,000円の7割)+交通費 ⇒全協特別研修 ③添乗・指導管理者研修(2泊3日)：53,900円(受講料77,000円の7割)+交通費 ⇒全協特別研修 * 受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付 * ②③について、Gマーク取得事業所の場合は受講料の全額助成(77,000円)
	助成上限	研修1回あたり1事業者2名まで
	助成対象	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
初任運転者特別指導講習会	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
	対象	特別指導教育(初任)の対象者
	助成金額	研修費の全額 年10回
高齢運転者安全運転研修	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
	対象	60才以上の方を対象としたカリキュラムとなります。※適齢運転者に対する特別指導には該当しません。
	助成金額	研修費の全額 * 適齢診断を受診することが出来ます。 * 講習受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付
	助成上限	研修1回あたり1事業者2名まで
健康診断受診促進	事業内容	会員がその事業用自動車の運転者に対し、健康診断を受診させた場合、助成を行います。 ※助成対象者は事業用自動車の運転者に選任された者のみで、その他従業員等は助成対象ではありません。
	申請期間	申請期間：令和6.7.1～令和7.2.21 ※令和6年4月以降の受診が助成対象です。
	助成上限	車両数の1.2倍まで
	助成金額	運転者1名につき1,500円
安全性評価事業認定促進	事業内容	安全性優良事業所の認定を受けた会員事業者に対し、ステッカーを助成(交付)します。
	申請期間	申請期間：認定公表から2週間以内
運転記録証明書取得促進	事業内容	会員がその事業用自動車の選任運転者及び新規採用者に係る運転記録証明書を取得した場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和6.4.1～令和7.3.19
	助成金額	当該事業所(県内営業所)に所属する事業用自動車の選任運転者及び採用運転者 運転者1名につき670円

助成事業		概要
適性診断 (特定)	事業内容	適性診断(特定)の受診料の一部を助成します。
	申請期間	申請期間: 令和 6.4.1~令和 7.3.19
	対象診断	①初任診断 ②適齢診断
	助成金額	3,800 円 *助成金は診断実施機関へ直接交付
適性診断機器 (一般)	事業内容	別に定める指定適性診断機器を導入する場合、導入費用の一部を助成します。
	申請期間	申請期間: 令和 6.7.1~令和 6.12.20 実績報告期限: 令和 7.2.21
	助成上限	1 台まで
	助成金額	指定機器 1 台につき 20 万円
環境対応車	実施主体	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック: 協調(県ト協、国、全ト協)
	事業内容	環境対応車を導入する際、種別に応じて、助成を行います。
	申請期間(県ト協)	申請期間: 令和 6.7.1~令和 6.12.20 実績報告期限: 令和 7.2.21
	対象	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック ③電気自動車 ④燃料電池自動車 *令和 6.4.1~令和 7.2.21 までに導入(支払)が完了するもの
	助成上限	1 事業者 1 両まで
アイドリング ストップ 支援機器	事業内容	別に定める対象機器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。
	申請期間	申請期間: 令和 6.7.1~令和 6.12.20 実績報告期限: 令和 7.2.21
	対象機器・装置	①蓄熱マット ②エアヒータ ③車載バッテリー式冷房装置
	助成金額	①蓄熱マット: 5,000 円 (全額: 県ト協) ②エアヒータ: 機器価格の 1/2 *上限 6 万円 (全額: 全ト協) ③車載バッテリー式冷房装置: 機器価格の 1/2 *上限 6 万円 (全額: 全ト協)
グリーン経営 認証促進	事業内容	グリーン経営認証制度において、認証・登録又は更新に要した費用のうち一部を助成します。
	申請期間	申請期間: 令和 6.7.1~令和 6.12.20 実績報告期限: 令和 7.2.21
	助成金額	新規 7 万円、更新 5 万円 *費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
信用保証料	事業内容	セーフティーネット関連の信用保証協会融資にかかる保証料について、助成を行います。
	申請期間	申請期間: 令和 6.7.1~令和 6.12.20 実績報告期限: 令和 7.2.21
	助成金額	保証料の 1/2 (県ト協: 1/4 全ト協: 1/4) *一年度一事業者あたり上限 20 万円
免許等取得	事業内容	会員がその従業員に対し、各種免許等を取得させる場合、助成を行います。
	申請期間等	申請期間: 令和 6.7.1~令和 7.1.31 実績報告期限: 令和 7.2.21
	助成金額	準中型新規: 4 万円、準中型限定解除: 2 万 5 千円、特例教習: 受講費用(税抜)の 1/3(上限 10 万円)、 大型・中型・けん引: 取得費用(税抜)の 1/2(上限: 大型 15 万円、中型・けん引 10 万円) フォークリフト: 31 時間・35 時間講習 1 万円、11 時間・15 時間講習 5 千円
	その他条件等	協会指定研修の受講(特例教習、フォークリフトを除く)
中小企業大学校	事業内容	会員がその従業員等に対象となる中小企業大学校講座を受講させた場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間: 令和 6.7.1~令和 6.12.20 実績報告期限: 令和 7.2.21
	助成金額	受講料の 2/3 (県ト協 1/3・全ト協 1/3)
働きやすい職場 認証取得促進	事業内容	働きやすい職場認証制度において、新規認証取得又は認証継続にかかる費用のうち一部を助成します。
	申請期間	申請期間: 令和 6.7.1~令和 6.12.20 実績報告期限: 令和 7.2.21
	助成金額	新規 3 万円、継続 2 万円 *費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
運行管理者 一般講習	事業内容	会員がその運行管理者等に運行管理者講習(一般)を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	受講者 1 名につき 3,200 円

令和 6 年度近代化基金推薦融資申込公募の実施について

- 公募期間  
令和 6 年 4 月 1 日~令和 7 年 2 月 2 8 日(期日厳守)  
\*融資対象は、令和 6 年度(令和 6 年 4 月 1 日~令和 7 年 3 月 31 日)に投資されるものに限りです。
- 公募融資総枠: 6 億円
- 融資限度額: 各融資制度において、それぞれ定めます。
- 融資利率: 商工中金所定の利率
- 融資推薦対象者: 会員事業者及び協同組合等であり、商工中金と取引資格があるもの。
- 取扱金融機関: 商工中金(長崎支店、佐世保支店)及び商工中金の代理店である信用組合
- 融資対象資金について: 消費税は対象となりますが、その他の税金、登録費用、保険料等は対象外です。
- 各融資制度の詳細は下表にてご確認ください。  
\*協会HP(<http://www/nata.or.jp>)の助成事業ページにて申込書のダウンロードが可能です。

一般融資	ポスト新長期融資
①融資対象事業 ・物流施設・福利厚生施設の整備に要する資金 ・事務機器の購入・設備の補修・改修に要する資金 ・荷役機械購入に要する資金 ・車両購入及び架装に要する資金 ※運転資金は対象外です ②融資推薦限度額 ・会員事業者: 2,000 万円 ・協同組合: 4,000 万円(一事業者あたり 2,000 万円) ※再融資の際、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内での推薦となります。 ③利子補給率: 0.5% ④償還期間: 10 年以内(車両は 5 年以内とする) ⑤必要な添付書類: 見積書原本等(施設の場合は、別途平面図・見取図等)	①融資対象事業 ポスト新長期規制車導入に要する資金(代替を伴う必要はありません) ②融資推薦限度額 ・会員事業者: 4,000 万円 ・協同組合: 4,000 万円(一事業者あたり 2,000 万円) ※再融資の際、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内での推薦となります。ただし、NOx 融資(受付終了)の残高を引継ぎます。 ③利子補給率: 0.5% ④償還期間: 5 年以内 ⑤必要な添付書類: 見積書原本等

- その他: 制度利用にあたり様々な注意点ががありますので、必ず申込み前に協会までご相談下さい。

## 適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について

令和6年度に実施する適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修（講習）は下記のとおりです。

お申込については直接各実施機関へ行って下さい。

講習の受講料は無料（協会が全額助成）となりますが、各講習会の受講者数に制限がありますのでご注意下さい。

### 【 適性診断（初任・適齢） 】 \*開催予定表 A

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②診断日：毎月（2月、3月を除く）※開催予定表 A 参照
- ③備考：特定の運転者（新たに運転者として選任した者、65才以上の運転者）が対象となる適性診断

### 【 初任運転者向け 】

#### ・初任運転者特別指導講習会 \*開催予定表 B

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②講習日程：2日間（年10回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）による座学（一部実車を用いた内容含む）での講習

#### ・安全運転研修（初任運転者コース） \*開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年5回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）及び安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

### 【 一般運転者向け 】 \*開催予定表 D

#### ・安全運転研修（一般運転者コース）

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年5回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目）及びより安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

### 【 高齢運転者向け 】 \*開催予定表 C

#### ・高齢運転者安全運転研修

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校（西海市）
- ②講習日程：1日間（年1回開催予定）
- ③備考：高齢運転者における安全運転意識向上及び運転技術の改善を図るための講習

※おんが自動車学校で開催する研修では、一部内容が初任運転者、一般運転者の同時受講となります。

### 開催予定表

診断・講習種類		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
長崎開催	A 適性診断（初任・適齢）	23・24	22	25・26	10	20・21	18	1・2	20	9・10	15
	B (新西海)初任運転者特別指導講習会	25~26	23~24	27~28	11~12	22~23	19~20	3~4	21~22	11~12	16~17
	C 高齢運転者安全運転研修						11				
福岡開催	D (おんが)一般・初任運転者貨物運転者研修		25~26		6~7		14~15	19~20			25~26
	全ト協 一般・初任運転者	13~15		22~24					16~18		18~20
	指 添乗・指導管理者		18~20		20~22						
	定 一般・事故再発防止							26~28			

※行事等により日程が変更となる場合があります。 ※全ト協指定コースについての詳細は協会へお問合せ下さい。

#### お問合せ先

長崎県トラック協会（担当：佐藤・川浪）：TEL 095-838-2281 / FAX 095-839-8508  
 新西海自動車学校（担当：横坂・植田）：TEL 0959-27-0136 / FAX 0959-27-1778  
 おんが自動車学校（担当：江頭・山口）：TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427

長崎県トラック協会受託事業

令和6年度 高齢運転者安全運転研修タイムスケジュール

新西海自動車学校

時 間	項 目	内 容	備 考
1 9:30 ～ 10:20 (50)	安全運転基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢運転者による交通事故の特徴</li> <li>・ 加齢に伴う「認知・判断・操作」の能力低下による交通事故</li> <li>・ 健康管理の重要性（脳疾患・心臓疾患）</li> <li>・ その他の労働災害の防止</li> </ul>	座学
2 10:30 ～ 11:20 (50)	安全性テスト 視力等検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ OD 式安全性テスト及び結果の解説</li> <li>・ 視力検査（静止視力・動体視力・夜間視力）</li> <li>・ 視野検査</li> <li>・ 視野障害が起因する交通事故</li> </ul>	座学・検査
3 11:30 ～ 12:20 (50)	運転技能診断及び 指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険回避走行</li> <li>・ S字コースの前進・後退走行</li> <li>・ クランクコースの前進・後退走行</li> <li>・ 直列パイロンスラローム前進・後退走行</li> </ul>	実技
(50)	昼休み		
4 13:10 ～ 14:00 (50)	法令走行診断及び 指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮運転免許技能試験の実施要領に基づく方法による安全運転診断</li> <li>・ 1名約10分間の走行</li> <li>・ 安全運転の個別アドバイス</li> </ul>	
5 14:10 ～ 15:00 (50)	安全運転意識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知機能検査の体験及び結果説明</li> <li>・ ブレーキペダル踏力計測装置による踏力診断</li> <li>・ 先進安全自動車（ASV）の基礎知識</li> <li>・ プロドライバーに求められる運転マナー</li> </ul>	座学

※「運転技能診断」及び「法令走行診断」は、中型、準中型、普通車の中から受講者が希望するもので実施します。  
 ※このタイムスケジュールは、受講者10名以下の場合です。  
 ※受講者が10名を超える場合は、「運転技能診断」と「法令走行診断」を2グループに分かれて同時進行で行います。



# 申 込 書

## (適性診断・初任運転者特別指導講習)

( 受 付 済 印 )

申込日 令和 年 月 日

(フリガナ)  
事業所名 (営業所名) \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

事業所住所 \_\_\_\_\_

申込責任者名 \_\_\_\_\_

連絡先 (TEL) \_\_\_\_\_ (FAX) \_\_\_\_\_

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信 FAX をしますので必ずご記入下さい。

No.	フリガナ 受講者氏名	適性診断 〔診断種類に☑〕 受診日を記入	初任講習 (受講日を記入)	☆適性診断受診日時 (自動車学校記入欄)
	生年月日 (年齢)			
1	_____	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 ( 月 日 )	<input type="checkbox"/> 受講する ( 月 日 ~ 月 日 )	月 日 時 分開始
	昭和・平成 年 月 日 ( 歳 )	<input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講しない	
2	_____	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 ( 月 日 )	<input type="checkbox"/> 受講する ( 月 日 ~ 月 日 )	月 日 時 分開始
	昭和・平成 年 月 日 ( 歳 )	<input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講しない	
3	_____	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 ( 月 日 )	<input type="checkbox"/> 受講する ( 月 日 ~ 月 日 )	月 日 時 分開始
	昭和・平成 年 月 日 ( 歳 )	<input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講しない	

**【実施場所】** 長崎県トラック協会研修会館 (新西海自動車学校東長崎事務所)  
所在地: 長崎市松原町2651-3

**【適性診断お申し込みの方】**

- ※「受診日時」は原則として申込順に自動車学校が決定し通知いたします。
- ※開始時間 10 分前にはお越しください。尚、時間に遅れた場合は受診できません。(受診時間は約 2 時間)
- 持参品 ①運転免許証 ②受診料金 事業所負担 1,000 円 (残りは県トラック協会の助成となります)

**【初任講習お申し込みの方】**

- 受付時間 8:30 ~ 9:00
- 講習時間 9:00 ~ 17:30
- 持参品 筆記用具、ヘルメット及び手袋 (2 日目のみ必要)
- その他 ・昼食(弁当)を希望される方は当日に受付いたします。  
・申込期限は、開催日2日前 (ただし、定員になり次第締め切りとなります)

☆ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

**新西海自動車学校**

※実施場所ではありませんのでお間違いないようお願いいたします

西海市西彼町上岳郷 1 2 3 8 - 3  
TEL 0 9 5 9 - 2 7 - 0 1 3 6

FAX 送信先 0 9 5 9 - 2 7 - 1 7 7 8

# 高齢運転者安全運転研修申込書

令和 年 月 日

受付済印

事業所名

〒 -

事業所住所

申込責任者名

予約確認書を FAX しますので必ずご記入下さい。

(TEL)

(FAX)

	フリガナ	日頃乗務している 車両の種類 (該当するすべてに○印)	適齢診断の受診希望	☆後日、自動車学校 で適性診断の受診を 希望する場合は☑
	受講者氏名		研修当日、適齢診断の受診を希望するか☑ ※受診時間は約2時間	
	生年月日(年齢)			
1		大型・中型・準中型 ・普通・その他	<input type="checkbox"/> 研修当日の受診希望 (□15:00～ □16:30～) <input type="checkbox"/> 希望しない	<input type="checkbox"/> 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日( 歳)			
2		大型・中型・準中型 ・普通・その他	<input type="checkbox"/> 研修当日の受診希望 (□15:00～ □16:30～) <input type="checkbox"/> 希望しない	<input type="checkbox"/> 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日( 歳)			
3		大型・中型・準中型 ・普通・その他	<input type="checkbox"/> 研修当日の受診希望 (□15:00～ □16:30～) <input type="checkbox"/> 希望しない	<input type="checkbox"/> 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日( 歳)			

【実施場所】 新西海自動車学校

【研修時間等】

- 受付時間 9:00～ 9:30
- 研修時間 9:30～15:00
- 実施場所 新西海自動車学校
- その他 昼食(弁当)を希望される方は当日に受け付けます

- ・ 研修当日に適性診断の受診を希望される場合、人数が限られていますので先着順といたします。  
後日の受診日については、別途日程の打ち合せをいたします。(適性診断の受診料は、一部事業所負担)
- ・ 「運転者に対して行う指導及び監督の指針」による適性診断の結果を踏まえて行う指導は含まれていません。
- ・ ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

新西海自動車学校

西海市西彼町上岳郷1238-3

TEL 0959-27-0136

FAX 0959-27-1778

# 貨物自動車ドライバー等安全運転研修 申込書

【ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）用】

公益社団法人 長崎県トラック協会 長 殿

会社住所	〒 -		
会社名称			
営業所名			
代表者名			
担当者名		担当者携帯	
連絡先	TEL	FAX	

弊社(店)従業員に対する安全運転研修を下記のとおり計画いたしましたので、申込書を提出致します。

1. 希望コース (希望するコースを1つ選び、選択欄に○印を付けてください。研修日程は同じです。)

No.	研修内容	選択欄(○印)
1	一般運転者研修 2日(13時間)	
2	初任運転者研修 2日(15時間)	

2. 受講者及び研修コース

①希望研修コースは、上記1の研修No.を記入してください。

②受講者の日当交通費等については、助成の対象とはなっておりません。

フリガナ 受講者氏名	性別	年齢	生年月日	採用 年月日	希望研修コース		初任診断(希望者) 別途診断料が必要です
					研修No.	講習日	
	男		年	年			希望する・しない 指導要領: 要・不要
	女	歳	月 日	月 日			
	男		年	年			希望する・しない 指導要領: 要・不要
	女	歳	月 日	月 日			

※交通費助成申請 該当地区に、印をつけてください。

離島地区外: 5千円       離島地区(五島、上五島、壱岐、対馬): 1万円

【注意】

※ 研修1回あたり1事業者2名まで

※ 受講料(55,440円)に係る助成金は協会から研修機関へ、交通費助成は会員へ交付します。

※ 研修受講後は、速やかに実績報告書を提出して下さい。

※ お申し込みは、当申込書を講習日の10日前までに、下記の研修施設へFAXで提出してください。

・ **ドライビングアカデミーONGA(おんが自動車学校) FAX 093-293-2427**

※ 研修のご案内は、研修日の1週間前(前週の金曜日)にFAXにてお送りいたします。

※ 初任診断で指導要領(管理者用)が必要な場合は別途、発行料金(200円)をいただきます。

○事務処理欄(記入しないでください。)

受付印
-----

私の職場は、町からの委託を受けて、ごみ集積所に出される「家庭ごみ」や「資源物」などを収集運搬するいわゆるごみ収集業の会社です。

繁忙期は、一車両が四百ヶ所の集積所を走っては止まるを繰り返し運転しています。

先日、収集作業中のドライバーから接触事故を起こしてしまったと連絡が入り、現場に急行しました。幸いにも大事には至らず、ごみ集積所のブロック塀が欠け、車両も修理に出す必要がない程度の被害で済みました。一日の大半を運転に費やすことから、安全運転には気をつけて作業をしています。しかし、このような事故が、毎年起きてしまいます。

過去の事故報告書を読み返してみると、事故原因の一つに「確認不足」というワードが、多く書かれていることに気がきました。

「ここは大丈夫だ。危険な場所ではない」「いつも通っている道だから…」

運転手の勝手な思い込みや確認不足が「だらう運転」になってしまったり、早く作業を終わらせたいという「焦り」も、ミスを起こしてしまう原因だと思いました。

この「焦りなどにより起こるミスの対策をどうしたらよいか？」防げた事故を無くすため、取り組んだことがあります。

「車から降りたら輪止めをする。」当たり前のことだと思いますが、四百ヶ所の集積所に毎回輪止めをすることは、想像していた以上に大変なことでした。場所によっては、五メートルほど進んで輪止めをし、また五メートルほど進んで輪止めをする。当初はかけ忘れてしまったり、外し忘れてしまい、集積所に置いてしまう事もありました。

なぜこのようなことをしたかという、われわれが起こしてしまっている事故は、「ヒューマンエラー」だと考えたからです。

ヒューマンエラーの発生原因に、「確認不足」

があります。また「意識の低下」という原因もあります。繰り返し作業による慣れが原因で、危険に対する意識が低下しミスを起こしてしまう。まさに、ごみ収集業に多く見受けられるミスだと思いました。

ヒューマンエラーの対策に「エラーやミスが起きにくい仕組みを作る」とあります。車から降りたら輪止めをすることで、まずは安全を確保することを徹底しました。

収集車が無人で走り出してしまい、民家や電柱に衝突した事故や、挟まれて死亡した悲惨な事故も発生しています。毎回輪止めをすることは、こうした事故も防ぎ、「作業第一」から「安全第一」に意識を向け、無事故を実現するためにとても重要な役割を担っています。

車両事故以外にも事故は起こります。ごみ収集は、現場で行う行政サービスの一環であり、身だしなみや言葉遣いにも気を配ることが求められます。収集をしていると、町民の皆様から声をかけられる事があります。ごみの出し方や分け方、集積所の維持管理の悪さなどの愚痴を聞くこともあります。

また、会社へ直接問い合わせをしてくる町民の皆様もいらっしゃいます。身だしなみや言葉遣いが悪く、不快な思いをさせると、苦情やクレームの事故になってしまいます。特に電話対応は顔が見えないからこそ、声や話し方に意識を向けなければなりません。

現場で行う収集作業と事務所で対応する電話受付は、どちらも欠けてはならない存在です。百パーセントが求められるといっても過言ではないと思っています。

現場で行う収集作業と事務所で対応する電話受付は、どちらも欠けてはならない存在です。百パーセントが求められるといっても過言ではないと思っています。

事故や苦情を未然に防ぐため、ヒヤリ・ハットの報告やベテランから新人まで、情報の共有や連絡事項の報告など、コミュニケーションを密にとり、無事故で安全最優先の職場を実現していきたいと思っています。

## ドライバー体験記

### 私の 事故防止対策

(神奈川県) 南寒川公衆衛生社

椿野 大





EMERGENCY EMERGENCY EMERGENCY EMERGENCY

STOP!

死亡労働災害



労災防止緊急対策実施中！

EMERGENCY EMERGENCY EMERGENCY EMERGENCY

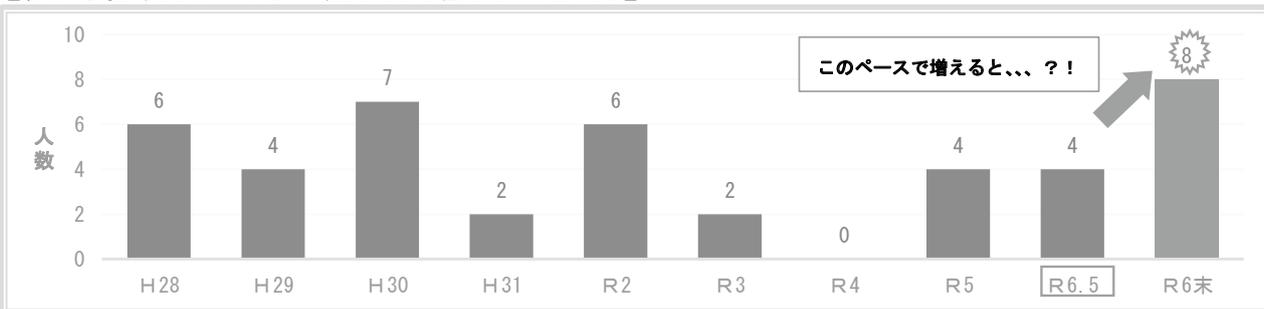


厚生労働省 長崎労働局 長崎労働基準監督署

長崎労働基準監督署管内においては、令和6年5月末において、**4名もの尊い命が労働の現場において失われています**。これ以上の死亡労働災害は決して発生させてはいけません。

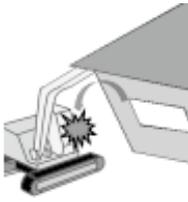
事業主並びに労働者の皆様におかれましては、「労働災害は絶対に起こさない・起こさせない」という強い決意のもと、本リーフレット記載のチェックリストによる安全点検を実施していただき、職場の安全衛生管理の確認をよろしくお願いいたします。

### 【長崎署管内の死亡労働災害発生状況】



### 【令和6年 長崎署管内の死亡労働災害の概要】

※調査中の事案も含んでいるため今後変更の可能性もあります。

発生月	1月	3月	4月	5月
業種	造船業	造船業	建設業	清掃業
事故の型	墜落・転落	高温・低温の物との接触	崩壊・倒壊	墜落・転落
災害の状況	建造中のケミカルタンカーのタンク底部に倒れている被災者を発見し、その後死亡を確認した。発見時の状況から、タンク内の昇降設備から約12m墜落したものと推測される。	建造中のケミカルタンカーのタンク内で溶接作業を行っていたところ、タンク内で火災が発生し、タンク内で作業を行っていた労働者1名が死亡した。	工場の解体作業において、解体中の建屋が崩壊し、解体用機械を運転していた労働者が下敷きとなり、死亡した。	採石場内をホイールローダーで移動中、何らかの原因でホイールローダーともに崖下に転落し、重機の下敷きになった。
イメージ図				

注) イラスト出典元：職場の安全サイト

### 【これ以上、死亡労働災害を発生させないために】

①現場・職場の総点検の実施

チェックリストを参考に職場・現場の安全管理状況の総点検を実施してください。

②「アクションZERO～長崎ゼロ災運動～」への参加

今年も7月1日より長崎局独自の取り組みである「アクションZERO～長崎ゼロ災運動～」が開催されますので、同運動にご参加いただき、職場・現場内での労働災害防止への意識の向上を図ってください。

詳細はこちら



厚生労働省

長崎労働局

長崎労働基準監督署

## 労働災害防止チェックリスト（全業種）

<b>作業開始前</b>	経営トップは、安全衛生方針を表明し、掲示などして周知していますか	<input type="checkbox"/>
	体調不良の方がいないか確認していますか	<input type="checkbox"/>
	熱中症警戒アラートを確認していますか	<input type="checkbox"/>
	その日の作業開始前に、危険予知（KY）活動を実施していますか	<input type="checkbox"/>
	生産設備や工具類は、安全に使用できるよう点検・整備していますか	<input type="checkbox"/>
	機械の運転等の労働者に危険を及ぼす危険性のある作業について、作業手順書を作成・周知していますか	<input type="checkbox"/>
	リスクアセスメントを実施し、危険低減措置を講じていますか	<input type="checkbox"/>
<b>作業中</b>	安全通路の区画線が消えていませんか、安全通路に物を置いていませんか	<input type="checkbox"/>
	作業に応じた保護具（ヘルメット・墜落制止用器具・安全靴など）を使用させていますか	<input type="checkbox"/>
	高所作業が発生する箇所には手すりなどの墜落防止設備が設けられていますか	<input type="checkbox"/>
	垂直はしごに安全ブロックなどの墜落防止設備を備え付けていますか	<input type="checkbox"/>
	資格が必要な業務には、有資格者を就かせていますか (有資格者は充足していますか)	<input type="checkbox"/>
	作業者に指差確認（指差呼称）を行わせていますか	<input type="checkbox"/>
	作業責任者に作業の直接指揮、監視を行わせていますか	<input type="checkbox"/>
	機械の安全カバーなどの安全装置を無効化していませんか	<input type="checkbox"/>
	脚立やはしごは安全かつ有効な状態で適切な使用方法により使用していますか	<input type="checkbox"/>
	機械等を本来の用途以外で使用していないか (例：フォークリフトに人を乗せる、高所作業車で物を吊る)	<input type="checkbox"/>
<b>作業後</b>	片付ける場所には見える化（区画化）していますか	<input type="checkbox"/>
	掃除は行われていますか	<input type="checkbox"/>
	ヒヤリ・ハットなどの報告を受けていますか	<input type="checkbox"/>

点検実施日： 年 月 日

※※※技能講習情報※※※

技能講習は、下記の機関で行われています。

○フォークリフト技能講習

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
長崎クレーン学校 (あたご自動車学校)	長崎市	095-824-4910 <a href="http://nagasaki-crane.com/">http://nagasaki-crane.com/</a>
新西海自動車学校	西海市	0959-27-0136 <a href="http://www.shinsaikai.com/fl_kousyuu.html">http://www.shinsaikai.com/fl_kousyuu.html</a>
キャタピラー九州 長崎教習センター	諫早市	0957-25-3735 <a href="http://kyushu.jpncat.com/cmot_kyu/index2.html">http://kyushu.jpncat.com/cmot_kyu/index2.html</a>
島原フォークリフトスクール (島原自動車学校)	島原市	0957-62-5271 <a href="http://shimabara.co.jp">http://shimabara.co.jp</a>
五島クレーン学校 (五島自動車学校)	五島市	0959-73-5590 <a href="http://gotoo-crane.com">http://gotoo-crane.com</a>

○ショベルローダー等運転技能講習(長崎県内では実施している機関はありません)

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
陸災防佐賀県支部	佐賀市	0952-30-1601 <a href="http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html">http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html</a>

○はい作業主任者技能講習等 県内では「長崎クレーン学校」が実施

※その他、長崎クレーン学校で行われている講習 〒850-0945 <http://nagasaki-crane.com/>

フォークリフト
玉掛け
高所作業車
小型移動式クレーン

長崎市星取1丁目1-28  
電話:095-824-4910

※ 陸災防福岡及び陸災防佐賀でも「はい作業講習」が開かれています。  
(福岡 Tel:092-431-1604 佐賀 Tel:0952-30-1601)

※安全衛生教育(現在、長崎県内では実施している機関はありません)

- フォークリフト運転業務従事者安全教育
- 作業指揮者講習
- 積卸し作業指揮者に対する安全教育

すべて陸災防福岡県支部で行われています

まずは、各機関にお問い合わせください

陸災防福岡県支部
092-431-1604 <a href="http://www.rikusaibou-fukuoka.com/">http://www.rikusaibou-fukuoka.com/</a>

※陸災防長崎県支部は、技能講習を行っていません。

修了証再発行業務も行っていない(受講履歴の問い合わせは可能です)



修了証明書(統合カード)を下記の機関で交付しています。

技能講習修了証明書発行事務局

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 Tel:03-3452-3371、3372 Fax:03-3452-3349

# STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

令和6年5月1日から9月30日まで（重点取組期間：7月）主唱：厚生労働省、労働災害防止団体等

## 陸運業において求められる熱中症対策について ～熱中症発生状況ならびに熱中症のメカニズムから考える～

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所  
齊藤宏之

### 1 陸運業における熱中症発生状況

職場における熱中症のうち、運送業が占める割合は休業四日以上<sup>1</sup>の死傷者数で約14%（建設業、製造業に次いで3番目）、死亡者数では約5%（同・7番目）となっています（2010～2023年の死傷者と死亡者数、図

1）。このように、運送業では熱中症による死亡者数こそ多くはありませんが、死傷者数は他の業種と比べて比較的多く、運送業は熱中症が多く発生している業種といえます。

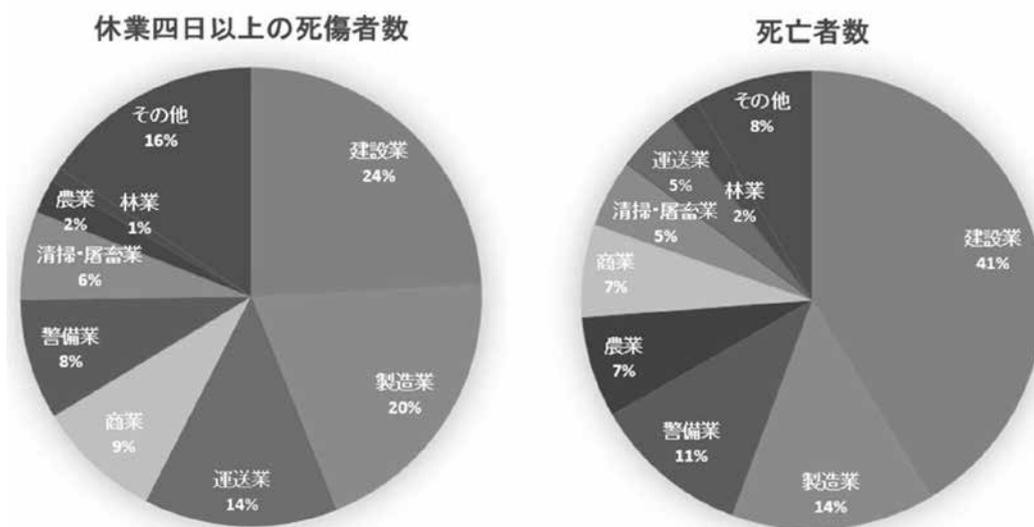


図1 業種別の熱中症死傷者数と死亡者数の割合（2010～2023年の合計数）

ここに企業規模を加味すると、建設業では小規模な企業での熱中症死亡災害が非常に多いのに対し、製造業や運送業では企業規模にかかわらず発生していることが分かります（図2）。これはすなわち、運送業においては企業規模に関係なく、熱中症対策が必要ということになります。

また、最も熱中症死亡者が多い建設業を見ると、小規模な企業での熱中症死亡事故が多

発している一方で、大企業での死亡事故は非常に少ないことが分かります。これは、大企業に比べて小企業では休憩所の整備等の熱中症対策が不十分であることが背景にあると考えられます。逆に言えば、熱中症防止対策を考える上で、熱中症対策が有効に機能していると思われる大規模な建設現場での対策は参考になると考えられます。

陸運と安全衛生 No.664

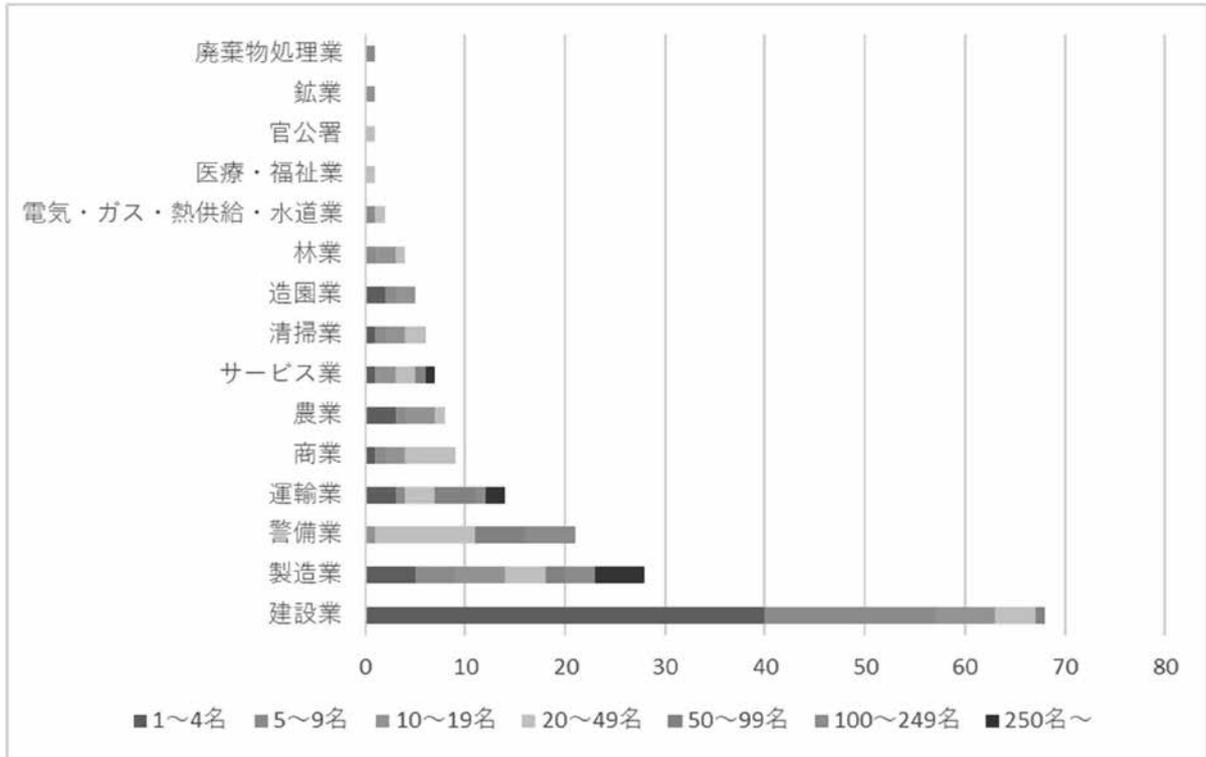


図2 業種別・規模別の熱中症死亡者数 (2011～2020年の熱中症死亡災害の解析結果)

2 熱中症が起きるメカニズム

熱中症が起きるメカニズムの概要を図3に示しました。

体が暑さにさらされたり激しい作業をしたり運動を行うと体温が上昇しますが、人間は恒温動物ですので、「発汗反応」や「皮膚血管拡張反応」により体温を下げようとする働きが起きます。これによって体温上昇が防止できれば、熱中症は起きないか、起きても軽く済むこととなります。ただし、体温を下げようとする働きのうち、「皮膚血管拡張反応」により脳に血液が行きにくくなり、めまい、立ちくらみといった「熱失神」が発生する可能性が生じます。同様に「発汗反応」によって水分・塩分が失われますが、このとき水分ばかりを摂って塩分の補給がないか不十分な場合、筋肉痛、筋肉の硬直（こむら返り）等の「熱けいれん」が発生する可能性があります。これらは熱中症の最初期の症状（I度、軽症）であり、この段階で涼しい部屋で休憩を取る、水分・塩分を摂取するなど

の適切な処置をすれば、大事には至らないケースがほとんどです。

さらに発汗によって失われた水分が十分に補給されないと頭痛、嘔吐、倦怠感等の「熱疲労」（II度、中等症）が発生します。この段階になると現場での対応だけでは困難となり、原則として医療機関への搬送が必要となります。

そして、さらに症状が進行すると体温上昇が止まらなくなり、意識障害、手足の運動障害等の「熱射病」（III度、重症）に移行します。ここまで進行すると速やかな救急搬送が必要となります。

II度、III度においても、現場での応急処置は非常に重要で、速やかに体を冷却し、体を横にし、水分・塩分を摂取することが重症化防止のために非常に重要となります。

熱中症を効果的に防止するためには、図3に示した熱中症発生メカニズムのうち、どこでサイクルを断ち切るかということになります。

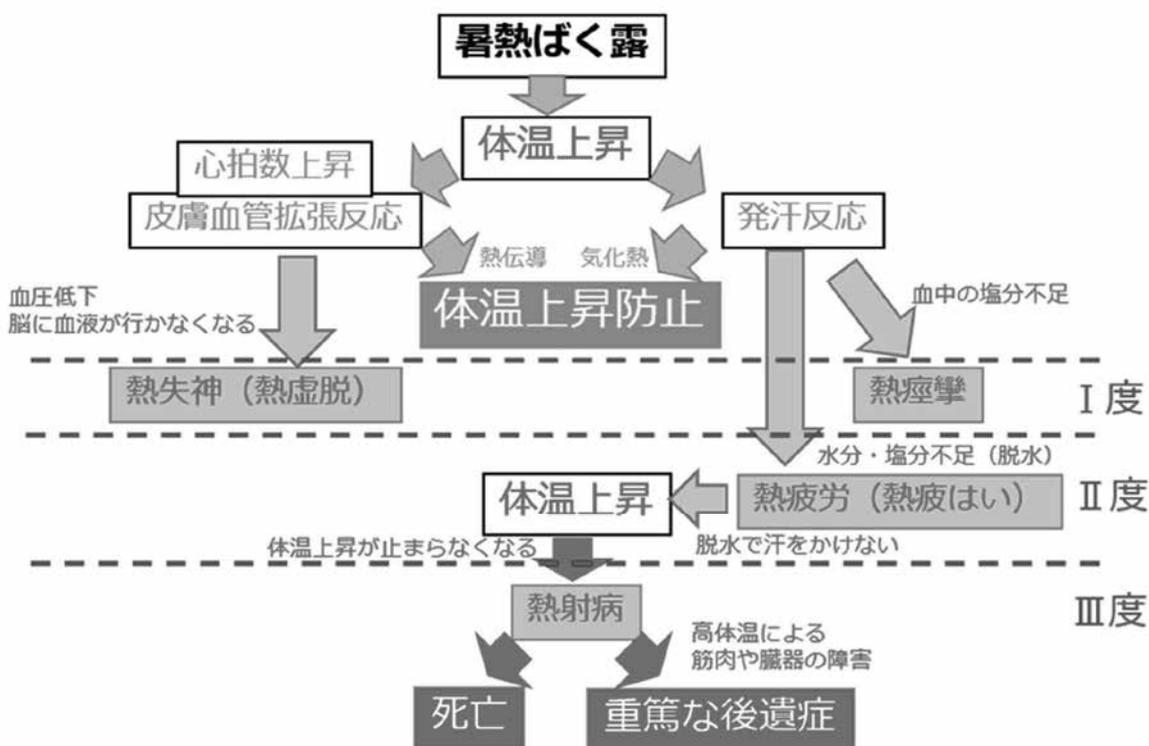


図3 暑熱ばく露にともなう生体反応と熱中症発症のメカニズム

3 発生メカニズムに基づいた熱中症対策

(1) 暑熱ばく露の状況を把握する

最も根本的な対策は、暑熱ばく露そのものの防止・低減です。そのためには、暑熱ばく露がどの程度なのかを把握することが重要となります。暑熱ばく露を把握するのに用いられる指標が「WBGT（湿球黒球温度）」で、暑さ指数、熱中症指数等とも呼ばれています。これを現場で測定するためには、市販のWBGT計を用いることが一般的ですが、注意事項として、「JIS B7922:2023」に適合した、黒球付きの測定器を用いることが必要です。黒球のない測定器では正確な測定はでき

ませんのでご注意ください（図4）。また、2023年にJIS規格が改正され、測定器の精度が向上しています。WBGT計にも寿命があり、古いものでは精度が低下している可能性がありますので、可能であれば新しい規格に適合したものに買い替えることもご検討ください。

WBGT計が手元にない場合は、環境省が「熱中症予防情報サイト」で発表している各地の「暑さ指数」を参考として用いることができますが、現場の暑熱環境は場所によってかなりの差があることが想定されますので、あくまでも参考値と考えてください。

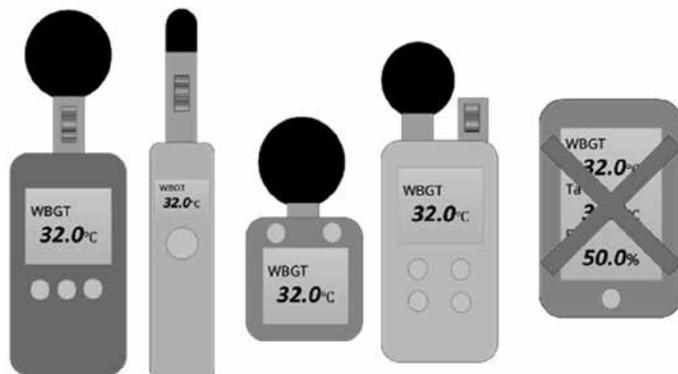


図4 JIS規格に適合した市販WBGT計（黒球のない測定器は規格外です）

陸運と安全衛生 No.664

表1 身体作業強度に応じたWBGT基準値（厚生労働省通達、JIS Z 8504）

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	暑熱順化者のWBGT基準値 ℃	暑熱非順化者のWBGT基準値 ℃
0：安静	安静、楽な座位	33	32
1：低代謝率	軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記）；手及び腕の作業（小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け）；腕及び脚の作業（通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作）。立位でドリル作業（小さい部品）；フライス盤（小さい部品）；コイル巻き；小さい電機子巻き；小さい力で駆動する機械；2.5 km/h 以下の平たんな場所での歩き。	30	29
2：中程度代謝率	継続的な手及び腕の作業〔くぎ（釘）打ち、盛土〕；腕及び脚の作業（トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両）；腕と胴体の作業（空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫）；軽量の荷車及び手押し車を押ししたり引いたりする；2.5 km/h～5.5 km/h での平たんな場所での歩き；鍛造	28	26
3：高代謝率	強度の腕及び胴体の作業；重量物の運搬；ショベル作業；ハンマー作業；のこぎり作業；硬い木へのかんな掛け又はのみ作業；草刈り；掘る；5.5 km/h～7 km/h での平たんな場所での歩き。重量物の荷車及び手押し車を押ししたり引いたりする；鋳物を削る；コンクリートブロックを積む。	26	23
4：極高代謝率	最大速度の速さでのとても激しい活動；おの（斧）を振るう；激しくシャベルを使ったり掘ったりする；階段を昇る；平たんな場所では走る；7km/h 以上で平たんな場所を歩く。	25	20

(2) 暑さを避ける

WBGT値が基準値（表1）を超過していた場合はなんらかの対策が必要になりますが、最も重要なのは「休憩時間の延長、休憩時間の増加」になります。あらかじめ、どのくらい暑くなったら（WBGT値が高くなったら）休憩時間をどのくらい取るかといった基準を決めておくことが有効です。

ここで重要なのは、きちんと休憩を取れるスペースの確保です。せっかく休憩時間を設けても、体を冷やすことができる休憩場所がなければ、その効果は半減されるだけでなく、熱中症になってしまった場合の対処もできません。現場によっては休憩場所の確保が難しい場合も想定されますが、有効な休憩場所の確保は熱中症防止対策の中で最重要ですので、是非とも確認の上、整備の検討をお願いします。トラックの運転席も、日射をサンシェード等で遮り、冷房を効かせれば有効な休憩所として機能すると思われます。

(3) 風通しの良い服装を選ぶ

熱中症を防止するためには、熱がこもりやすい服装を避け、透湿性・通気性の高い服装を選ぶことが重要です。その意味では、クールベストやファン付き作業服等の熱中症対策

グッズを適切に使用することも一考ですが、一方でこのような熱中症対策グッズの多くは熱中症防止効果が明確ではないという問題があります。あまり効果を過信せず、着用していたとしても無理をしない、無理をさせないということが重要です。

(4) 定期的な水分・塩分の摂取

熱中症を防止するために、水分・塩分の摂取は非常に重要です。重要なのは、①水分だけでなく塩分も摂取すること、②定期的に摂取すること、になります。のどが渇いた時に作業員任せで摂取するだけでは不十分で、定期的に摂取することが重要です。休憩場所や作業場に水分・塩分を摂取できる設備を設けるほか、定期的に摂取したかどうかをチェックシート等で確認することが有効です。

(5) 暑熱順化（暑さに慣れる）

あらかじめ暑い環境に慣れ、汗を効果的にかけるようになることで、熱中症になりにくい体になると言われています。これを「暑熱順化」といいます。具体的には、皮膚血管拡張反応や発汗反応が起きやすくなることと、汗の塩分濃度が低くなり、蒸発・気化しやすくなることとともに、塩分の損失を抑える効果が生じると言われています。

暑熱順化により、熱中症になりにくい体になります。その一方で暑さに慣れていない人、暑熱順化が得られていない人がいきなり暑熱作業をすると熱中症になりやすいです。5月～梅雨明けまでのさほど暑くない環境下でも熱中症が発生するのは熱に慣れていないためであり、作業開始後1～3日目に熱中症発生が多いのも暑熱順化を獲得できていないことが原因です。

注意点は、暑熱順化を獲得するには2週間程度かかること、ならびに暑さから1～2週間遠ざかると暑熱順化が薄れてしまうことです。お盆明け等、久しぶりに作業するときには熱中症リスクが普段よりも高くなっていることに注意が必要です。

#### (6) 健康管理

高血圧、糖尿病等のある種の持病を持っている人は、熱中症の発症リスクが高いと言われています。持病を持っている方はもちろん、事業者側も入職時のチェックや定期健康診断等で持病の有無を把握し、熱中症対策に繋げることが必要です。また、寝不足や深酒、朝食抜き等によっても熱中症リスクが高くなりますので、そのような行為を行わないとともに、朝礼時等の体調チェックで把握することが求められます。

#### (7) 熱中症教育、統括管理等

熱中症は適切な知識を持ち、きちんと対策をすれば必ず防止できる疾患です。そのためには、熱中症に対する正しい知識を持つことが重要です。自らの身を守るための知識を身につけるために、組織として作業員向けの教育を実施してください。また、熱中症対策を組織的に実施することで、事業所全体の意識を高めることも重要です。

### 4 熱中症防止のために作業員がすべきこと、組織がすべきこと

熱中症を防止するためには、事業者と作業員の双方が取りうる対策を取ることが重要です。事業者側の対策として最も重要なのは、「有効な休憩場所の整備」です。是非とも、作業場所に有効な休憩場所があるかどうかを確認し、もしない場合は設置できるかどうかを検討してください。冷房の効いたトラックの運

転席も休憩場所として有効ですが、日差しを遮るサンシェード等があったほうがより効果的です。

また、暑さを知るために「WBGTによる暑熱環境の把握」は重要です。WBGT計がない場合、または古いものしかない場合は「JIS B7922:2023」に適合したものを購入されることをお勧めします。そして、測定するだけでなく、その値によってどのような対策を取るか（例：休憩時間の延長、休憩サイクルの増加）、作業員に無理をさせないことが非常に重要です。

その他、組織として熱中症教育や体制づくりをすることにより、組織全体で熱中症対策を考えていくことが熱中症に強い組織づくりに繋がると考えます。具体的には、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」のチェックリストを用いて、熱中症対策がきちんとできているかを確認してみてください。

作業員側ができる対応としては、「暑い時、体調が悪いときは無理をしない」ことが一番大切です。熱中症の初期症状（めまい・立ちくらみ、こむら返り等）が起きたら、速やかに作業を中断して涼しいところで体を休め、水分・塩分を摂取してください。早めに気づいて対処することで、大事に至らずに済みます。

また、水分・塩分を常に携帯して定期的に摂取すること、熱中症に対する知識を付けることや、あらかじめ暑さに慣れておくこと（暑熱順化を得ておくこと）、通気性の高い服を選ぶこと等も重要です。

### 5 おわりに

熱中症は対策を怠ったり、対応を誤ったりすると取り返しのつかない重大災害になりえる一方で、きちんと対策を行い、適切な対応を行うことで確実に防ぐことができる災害であると言えます。これは、真夏の屋外での作業が多い建設業においても、きちんと対策がされた大規模現場で重大な熱中症災害が発生しにくくなっていることから明らかです。きちんとした知識を身につけた上で、組織として、個人として有効な対策を行うことで、暑い夏を乗り切りましょう。

## キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP 1

### 暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



STEP 2

### 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



環境省  
熱中症予防情報  
サイト

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
<input type="checkbox"/> ブレーキング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

## 重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を確認し、必要に応じて対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請

# STOP! 熱中症

## クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。

労働災害防止キャラクター



クールワーク



キャンペーン実施要項

準備

キャンペーン期間

4月	5月	6月	7月	8月	9月
----	----	----	----	----	----

重点取組

## 準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/> 暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/> 設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/> 休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/> 服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/> 緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンソーシアム会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R.6.2)

## 九州トラック交通共済ご加入のおすすめ

九州トラック交通共済は、組合員の皆様のご支援を賜り、経営基盤を確立してまいりました。そして、相互扶助に基づく協同組合の精神を事業運営の根本において、これからも多くの組合員様に事業の利用や運営にご参加いただき、共済の輪を広げていきたいと考えております。自動車共済をご検討の事業者様は是非ご相談ください。

### 九ト交協の取扱商品

#### 自動車共済

～対人・対物・搭乗者・車両共済の4商品と納得の割引制度～



#### 最大70%の優良割引

デジタコ搭載車は2%割引 (対人共済・対物共済)

掛金を一括で支払うことによる**一括払割引**

一括払額	一括払割引率
100～300万円未満	2%
300～500万円未満	3%
500万円以上	5%

事業用車両5台以上のご加入で**一括契約割5%**

契約台数に応じた**多数契約割引!!**

契約車両数	多数契約割引率
10台以上～29台以下	2%
30台以上～69台以下	4%
70台以上～99台以下	6%
100台以上～149台以下	8%
150台以上	10%

※新たにご加入の場合、他の損害保険会社等で適用されている割引を引き継ぐことができます!!

#### 自賠責共済

～長崎県下10社の代理店～

#### 損害保険

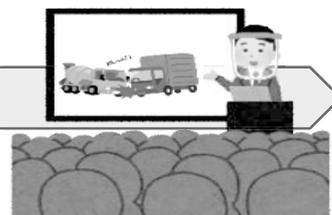
～運送業者貨物賠償責任保険等、事業を取り巻く様々なリスクに対応～

### 九ト交協の充実の制度

#### 事故防止活動

～事故防止のことはおまかせください～

- ◆各事業所様のご希望を事前に伺い、教材を使用しながら事故防止の個別講習
- ◆初任運転者・事故惹起運転者への特別指導講習 ◆事故防止DVDの貸し出し
- ◆講習による事業者様のGマーク取得支援活動



#### 利用分量配当

～支払いの実績により配当金があります～

組合の決算の結果、剰余金を得られた場合にお預かりした掛金とお支払いした共済金から利用分量配当を算出して契約組合員に配当します。(配当にあたり事業年度中の損害率など一定の条件があります。)



#### 安心のロードサービス

～故障時の搬送費用も対象です～

ご契約車両(構内専用車、2輪車、原動機付自転車、特殊車両を除く)が事故故障により自走不能となった場合、最大50万円(一部自己負担金あり)のレッカー搬送費用を負担いたします。



### 九州トラック交通共済協同組合 長崎支所

長崎県佐世保市崎岡町853番地22 グレースN C棟202号室  
TEL: 0956-87-0083 (担当 田崎)

ご不明な点がございましたら  
ご遠慮なくお問合せください。

# ～自動車共済～ INFORMATION

## ■ 車両共済にご加入されると安心です

### 車両共済について

共済契約車両が衝突・転落・火災・盗難など、偶然な事故によって損害を被った場合に、共済金をお支払いします。

### ～主な補償内容～

車同士の衝突



電柱などと衝突



飛び石などの飛来物



当て逃げ



火災・爆発



台風・洪水・高潮



転覆・転落



盗難



こんなときに役に立ちます

### CASE 1

#### ■ 事故に関する修理費用



先日国道をまっすぐ進んでいた時に、コンビニから出てくる車にぶつけられました。当然相手から修理費用を全額補償してもらえると思ってたけど、うちの会社にも過失が2割あるといわれて、その分の修理費用を支払ってもらえませんでした。これまで、車両共済の加入はしていなかったけど、更新手続きのときに車両共済に加入していたので共済を使って修理ができ助かりました。

### CASE 2

#### ■ スムースに相手から賠償金が支払われない場合



この間、居眠り運転でセンターラインオーバーしてきた車と衝突して大切なトラックが大破してしまいました。相手が賠償してくれると思ってたら、保険に加入していないし、すぐには高額な修理費用の支払いはできないってことで困り果ててました。組合に相談したら、「車両共済に加入しているから修理費用の支払いができる」ってことで、高額な修理費用の悩みがなくなりました。

**車両共済のご加入についてぜひご検討ください！！**

九州トラック交通共済協同組合

# 諫早トラックステーション ご案内

ISAHAYA TRUCK STATION

★客室 全室バス・トイレ・エアコン・テレビ付

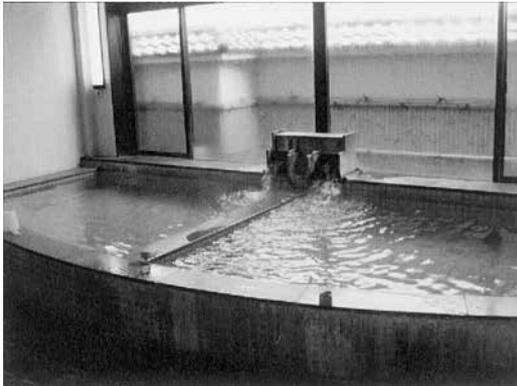


シングルルームで広めの部屋もご用意しております  
宿泊料金

- ・一般 8,000円(税込)
- ・諫早TS会員 6,000円(税込)「朝食付」  
(入会金 500円)
- ・トラック協会会員 4,500円(税込)

チェックイン 15時(24時間受付)  
チェックアウト 翌10時

★大浴場 ミネラルバランスのとれたお湯でリフレッシュできる大浴場です!



料金 大人 520円(税込)「小学生以下無料」  
ご利用時間 12時～22時まで(冬季10月～4月)  
9時～22時まで(夏季5月～9月)

★シャワールーム(女性専用)

料金 100円で7分間  
ご利用時間 12時～22時まで

★レストラン 安くボリュームたっぷりのお食事をお楽しみください!



7時～20時30分までご利用できます  
(オーダーストップ 20時)  
※土・日曜日のみ14時30分(オーダーストップ 14時)

主なメニュー

- 長崎ちゃんぽん……………800円(税込)
- かつ丼……………850円(税込)
- 中華飯……………790円(税込)
- トンカツ定食……………1,100円(税込)
- エビフライ定食……………1,260円(税込)
- カツカレー……………950円(税込)

各種定食・丼物・中華など豊富に  
取り揃えております

★施設内容

運行管理センター・レストラン81席・宿泊室22室・大浴場・休憩室  
女性用シャワー室・自動販売機コーナー・コインランドリー(24時間営業)

駐車場

- 大型トラック(トレーラ含) ……40台
- 中型トラック……………5台
- 小型トラック・普通自動車……………29台

アクセス

諫早駅より長崎方面へ約3km  
(34号線貝津団地入口)

〒854-0063 諫早トラックステーション  
長崎県諫早市貝津町1051-12  
TEL 0957-26-8228 FAX 0957-26-8236

# 教材用DVD貸出申込一覧表

当協会では、トラックドライバーの安全教育に役立つよう下記のとおり教材用DVD等を用意しております。職場内研修等に是非ご活用ください。(貸出中の場合がありますので事前にお問い合わせください)

◀申込先▶ (公社)長崎県トラック協会 (担当 本村、佐藤) TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

▼ご希望の教材に○印をお願いします ※★は新たに追加したDVDです

分類	○印欄	No.	題 名	時 間	メディア	貸出可能数
ドライバー教育		1	初任運転者のためのトラックの安全運行 第1巻 ～トラックドライバーの心構えと心得～	21分	DVD	3
		2	初任運転者のためのトラックの安全運行 第2巻 ～トラックの構造的特徴と安全運転～	18分	DVD	3
		3	初任運転者のためのトラックの安全運行 第3巻 ～心と体と安全運転～	21分	DVD	3
		4	初任運転者のためのトラックの安全運行 第4巻 ～危険予測運転の基本～	21分	DVD	3
		5	中型貨物車の安全知識	26分	DVD	1
		6	大型トラックの安全運転	18分	DVD	2
		7	大型貨物車の安全運転	38分	DVD	2
		8	エコドライブで安全運転 ～省エネ運転のススメ～	22分	DVD	2
		9	ヒヤリをなくして安全運転 ～ヒヤリハット報告検討会の記録～	22分	DVD	2
		10	トラック運転者のための安全運転のポイント	30分	DVD	1
		11	巻き込み事故 トラックの左折と死角	54分	DVD	1
		12	ドラレコ映像で学ぶ！事故の原因と対策	52分	DVD	1
		13	ドライブレコーダーからの警告！	25分	DVD	1
		14	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル	26分	DVD	1
		15	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル(応用編)	29分	DVD	1
		16	大丈夫ですか？高速道路の落下物	18分	DVD	1
		17	絶対にダメ！飲酒運転	21分	DVD	1
		18	高齢者を交通事故の被害者としないために！		DVD	1
		19	その時あなたにできること ～交通事故現場における応急救護処置～	20分	DVD	1
		20	目指せ！危険物輸送のスペシャリスト～移動タンク貯蔵所の安全対策～		DVD	1
		21	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ①一般道路編	22分	DVD	1
		22	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ②高速道路編	20分	DVD	1
点検整備・運行管理		23	日常点検及び雪道対策(大型トラック編・小型トラック編)		DVD	6
		24	大型トラック・バス 車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて	27分	DVD	2
		25	トレーラ日常点検	15分	DVD	1
		26	トレーラ定期点検整備のすすめ より安全なトレーラ運行を目指して		DVD	1
		27	運行管理者の責務と職務 ～安全輸送は私が守る～		DVD	1
		28	一人でできる日常点検	17分	DVD	1
		29	やっていますか安全点呼	18分	DVD	1
		30	確実な点呼の実施方法 確認内容および留意点について	30分	DVD	2
		31	★ストップ！車輪脱落事故 ～タイヤ交換作業の手順と方法～		DVD	2
健康管理		32	事業用運転者における睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニングの重要性		DVD	1
		33	睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療	24分	DVD	1
		34	熱中症はこわくない！	30分	DVD	1
		35	受けよう、活かそう！ストレスチェック	15分	DVD	1
その他		36	引越の達人になろう		DVD	6
		37	上手な引越のコツ教えます		DVD	1
		38	交通事故0を目指して ～第42回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		39	交通事故0を目指して ～第43回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		40	全国トラックドライバー・コンテストマニュアル ～運転技能・整備点検編～	20分	DVD	6
		41	もしもトラックがとまったら		DVD	1
		42	走れ！風になって未来へ～そして若者はトラックドライバーになった～		DVD	1
		43	未来への道 ～トラックドライバーからのメッセージ～		DVD	1

事業者名		※貸出確認	※受付
担当者名	TEL: - -	本	/
貸出期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (最大2週間)	※返却確認	
		本	

(※の欄は記入しないでください)

# - 帳票類注文表 -

(公社)長崎県トラック協会 宛

注文日: 令和 年 月 日

**FAX: 095-839-8508**

↓ 注文部数をご記入ください

No.	品名	単位	会員価格(円) (消費税10%込)	注文部数	備考
1	運転日報(基本タイプ)	1冊(100枚)	198		
2	運転日報(応用タイプ)	1冊(100枚)	374		
3	乗務日報(B5)	1冊(100枚)	352		
4	日常点検表(トラック・黄緑色)	1冊	660		
5	日常点検表(トレーラ・黄色)	1冊	781		
6	点呼記録簿(B4・中間点呼あり)	1冊(100枚)	※363		
7	点呼記録簿(A4)	1冊(100枚)	※242		
8	定期点検整備記録簿(B5・3枚複写 2年間用)	1冊	264		
9	車両管理台帳(A4・ピンク色)	1冊	286		
10	整備管理者選任届(通常3枚1セット)★	1枚	33		
11	運行指示書	1冊(50セット)	550		
12	運転者台帳(B5)	1冊(50枚)	660		
13	運転者台帳(B5・1枚)	1枚	14		
14	車両別輸送実績表(B4)	1冊	792		
15	作業指図書	1冊	176		
16	事故報告書(1セット)	1セット	290		
17	事業報告書・事業実績報告書★	4部(1セット)	495		
18	チャート紙	KM26-120-2C	M24-120K	1個	660
	ご希望品番に注文数をご記入ください	L7-120	L7-140		
		その他 ( )			

※令和5年4月1日より変更

受領方法  協会にて受け取り( 月 日 来協予定)  送付希望

事業者名			
フリガナ 担当者名		TEL	
		FAX	
帳票類送付先	<input type="checkbox"/> に✓して下さい <input type="checkbox"/> 会員名簿住所へ送付 <input type="checkbox"/> 会員名簿以外の住所へ送付 〒 -		
請求書送付先	〒 -    *上記送付先と異なる場合はご記入ください		

※午後からのご注文は翌日発送となる場合があります。

※在庫状況によりお届けまでにお時間をいただくことがあります。

※運行管理者選任届の販売は終了しました。

長崎県トラック協会ホームページに九州運輸局のホームページのリンク先を掲載しております。

”長崎県トラック協会ホームページ”→”会員用コンテンツ”→”九州運輸局HP・該当ページ”より

ダウンロード可能な帳票

★運行管理者選任届    ★整備管理者選任届

★事業報告書・事業実績報告書

**【お問い合わせ先】**

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

(公社)長崎県トラック協会(担当:本村)

TEL:095-838-2281    FAX:095-839-8508

**以下協会使用欄**

受付印	担当	発送日
	確認	/

合計金額	入金日
	/

# ながさきデコ活<sup>かつ</sup> やってみよう! ゼロカーボン アクション12

地球温暖化を防止し、脱炭素・資源循環型ライフスタイルへの転換を進めるため、私たちが今すぐ取り組める環境にやさしい行動「ながさきデコ活 ゼロカーボンアクション12」をこれから毎月紹介していきます。是非チェックして実践してみてくださいね。

9月の  
テーマ

『サステナブルなファッションを！』

～クールビズ&ウォームビズは当たり前～  
着るコト上手はエコ上手

クールビズ



涼しい素材を選んだら  
暑い夏でもさらに快適！

ウォームビズ



重ね着は素材の組合せ  
であったか効果が倍増！

長く大切に



デザイン良し！  
素材良し！  
なら長く着られます！

ながさき環境県民会議・長崎県地域環境課

TEL：095-895-2512 長崎県 ゼロカーボンアクション12

検索



デコ活  
くらしの中のエコろがけ

# 大切なドライバーに SASスクリーニング検査を!

全ト協の助成制度をご活用ください

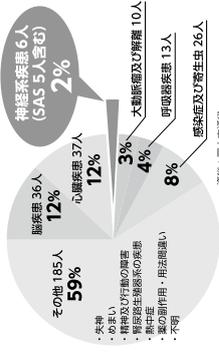
**注目!** SASが疑われる居眠り運転等による事故の際には疾病名の報告を  
「自動車事故報告書の取扱要領」の一部改正について(国土交通省)

睡眠時無呼吸症候群(SAS)が原因と疑われる事故について報告がされていない状況を鑑み、SASが疑われる事故が発生した場合、自動車事故報告書の「推定原因」に事故の原因として疑われる疾病名を明記し報告するよう改正されました。(施行日：令和4年4月1日)

## SASとは

睡眠中に頻りに呼吸が止まったり、止まりかけたりの状態(睡眠時呼吸障害)が繰り返されるために、質の良い睡眠が取れず、日中に強い眠気や疲労等の自覚症状を伴う病状です。  
SAS患者は、居眠り運転を起こす危険性がある上、治療をせずに放置すると命にかかわる合併症(高血圧、狭心症、心筋梗塞、脳梗塞等)を引き起こすおそれもあります。これらの疾病は、運転中の突然死にも繋がる**健康起因事故**の主要因でもあります。

令和4年健康起因事故の病名別運転者数



あなたのその症状...もしかして

## 睡眠時無呼吸症候群(SAS)かもしれません

- 大きないびきをかく
- 息が苦しくて目が覚める
- 睡眠中に呼吸が苦しそう、呼吸が止まっていると指摘される
- 昼間に強い眠気を感じる
- 朝起きた時に頭痛、頭重感がある

\*必ずしも眠気を感じるわけではないという点に注意が必要です。疲労感や倦怠感が継続するときは、実はSASが原因となっている場合があります。

SASは簡単なスクリーニング検査で早期発見することができます。また、SASと診断されても適切に治療すれば健康な人と同じように安全運転を続けていくことができます。SASであることに気づかず運転業務を続けることが、最も危険な状態であり、避けるべきことです。

SASを正しく知って、積極的にSASスクリーニング検査を受診し、SASの早期発見、治療を行い、健康起因事故をなくしましょう。



ドライバー全員にSASスクリーニング検査を受診させましょう



公営社団法人 全日本トラック協会

# SASスクリーニング検査の進め方

## ① 社内規定を作成しましょう



社内規定作成サンプル

目的の明確化の周知に加え、予めルールを作成しておくことで、SAS検査後のフォローや乗務可否、治療の継続的なチェックなど、一連の対応がフェアにしかもスムーズに進展することが期待できます。

### 【掲載項目例】

- SAS検査対象者 ● 実施頻度 ● SASを理由に不平等な扱いはしない
- スクリーニング検査で精密検査と判定された者は必ず精密検査を受け、結果を管理者に報告をする
- 治療は適正に行い、治療状況を管理者に報告する
- 検査や治療に伴う費用(または一部)を会社負担とする場合は、金額、支払い条件などを明確に示す
- 乗務可否は、専門医、産業医、管理者、運転者の意見を参考に総合的に判断する

## ② SASスクリーニング検査の実施

SASは自覚症状を感じにくいいため、ドライバーは全員検査を行います。一度に全員の受診が難しい場合は、下記のようなリストアップの高い人から優先順位を決めます。検査の頻度は3年に一度が目安です。また、職種変更や体重が増えたような場合にも検査を勧めます。

- 事故が多い ● ヒヤリハットが多い ● 集中力が欠如している ● 不規則勤務である ● 長距離走行がある
- 夜間勤務がある ● 高速道路を走行する勤務がある ● 年齢が高い ● 肥満である
- 健康結果の異常所見が多い ● 頭痛がある 等

## ③ 検査結果を踏まえたフォローアップと運行管理

SASスクリーニング検査で「要精密検査」と判定されたドライバーに、必ず医療機関で精密検査を受診することを勧めましょう。精密検査の結果、SASと確定診断されたら治療を開始し、治療経過、治療状況をドライバーから報告を求めるなどし、記録・把握してください。また、乗務の可否については、医師と相談の上、慎重に対応しましょう。

## SASスクリーニング検査助成制度のご案内



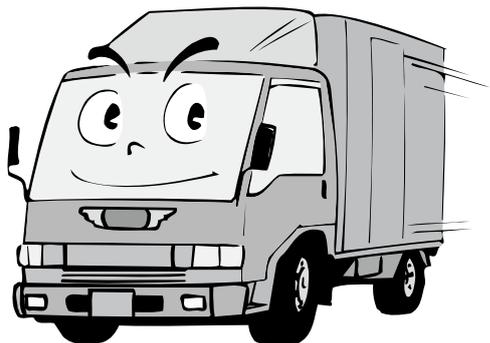
全ト協助成制度ページ

全日本トラック協会では、都道府県トラック協会を通じて、睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査受診費用に対する助成事業を行っています。お申し込み等詳細につきましては、所属のトラック協会にお問い合わせください。

助成対象検査	助成金額	指定「検査・医療機関」
指定検査・医療機関が実施するSASスクリーニング検査のうち、健康保険適用外である第1次検査(簡易アンケート)および第2次検査(フローセンサー法やパルスオキシメトリ法を用いた機器による簡易検査)	(1) 第1次検査費用の半額(上限 500円/人) (2) 第2次検査費用の半額(上限 2,000円/人) (3) 第1次検査及び第2次検査を同時に実施している場合は、合計費用の半額(上限 2,500円/人)	〈全ト協指定の検査・医療機関〉 ● NPO法人 睡眠健康研究所(電話 03-5355-9941) ● NPO法人 ヘルステアネットワーク(電話 06-6965-3666) ● 一般財団法人 運輸・交通SAS対策支援センター(電話 03-3359-9010) 〈都道府県ト協指定の検査・医療機関〉 ● 都道府県トラック協会にお問い合わせください。



公営社団法人 全日本トラック協会



煽るより

ゆずる心で

事故ゼロへ

(三重) 北勢運輸株

渡邊 将幾

(全国トラック交通共済協同組合連合会 令和5年度事故防止対策標語優秀賞)



## トラック憲章

1. わたくしたちは、貨物輸送を通じ、社会に貢献していることを自覚し、さらに輸送サービスの向上に努めます。
1. わたくしたちは、法令を守り、かつ、相互信頼に立って輸送秩序の確立に努めます。
1. わたくしたちは、交通事故をはじめ労災事故の防止に徹し、かつ、輸送公害の除去に努めます。
1. わたくしたちは、親切、誠実をモットーに、迅速、確実、かつ、安全な輸送に努めます。
1. わたくしたちは、業界の融和協調をはかり、社会的地位の向上に努めます。

(公社) 長崎県トラック協会

発行 (公社)長崎県トラック協会  
〒851-0131 長崎市松原町2651-3  
TEL 095-838-2281  
FAX 095-839-8508

印刷所 株式会社 昭和堂  
諫早市長野町1007-2  
TEL 0957-22-6000  
FAX 0957-22-6690



「未来」を思い、想像と創造の力で  
**ISUZU**

**もっと走れる  
明日のために。**

事故も、疲労も、故障も、未然に防いでいく。  
この意識を徹底し、新たな時代を生み出した。  
「未来」という数値定義のビジネスにおいて、  
トラックに求められる様々なニーズを。  
先進の装備やテクノロジーで早期に認識、感測し  
より確かな安心を生み出します。  
すぐなら、もっと走れる。いすゞとなら、もっと走れる。  
もっと走れる未来がある。  
お客様のビジネスがもっと輝く明日を切り拓きます。

**GIGA**

**いすゞ自動車九州株式会社**

■長崎支店 〒851-0103 長崎市中里町1622番地1 Tel. 095-839-7500  
■佐世保支店 〒859-3241 佐世保市有徳町188番地1 Tel. 0956-59-3141  
■島原営業所 〒859-1412 島原市有明町大三東乙84番地1 Tel. 0957-69-0500

**Quon**  
人を想い、先を駆ける。  
Innovation that puts people first.



**UDトラックス株式会社**

長崎 カスタマーセンター / 諫早市津久葉町99-47 TEL:0957-25-2342  
佐世保カスタマーセンター / 佐世保市大塔町14-23 TEL:0956-32-4147  
<https://www.udtrucks.com/ja-jp/home>



Going the Extra Mile



人を思う、次の100年へ。

**MINO**

日野プロフィア(大型トラック) 日野レンジャー(中型トラック) 日野デュトロ(小型トラック)

**九州日野自動車株式会社**

長崎支店 / 〒851-0133 長崎市矢上町53-1 TEL:095-839-3122 FAX:095-839-1637  
佐世保支店 / 〒857-1161 佐世保市大塔町1979-24 TEL:0956-31-1161 FAX:0956-31-5565  
島原支店 / 〒859-1415 島原市有明町大三東乙88-1 TEL:0957-65-9101 FAX:0957-65-9070

走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。



**三菱ふそうトラック・バス株式会社 九州ふそう**

長崎支店 / 長崎市小瀬戸町809-33 TEL:095-834-4661 島原支店 / 島原市前浜町乙62-1 TEL:0957-62-6110  
佐世保支店 / 佐世保市大塔町8-5 TEL:0956-31-9311 諫早支店 / 諫早市小船越町571 TEL:0957-23-5588